

WordPress 4.9.6 が利用可能です！ [今すぐ更新してください。](#)



Action required: You've installed Shareaholic for WordPress. We're ready when you are.

[Get started now »](#)

コメント

“四季の移ろい” の検索結果

Akismet が障害を検知しました。

一部のコメントが Akismet のスパムチェックを通されていません。一時的に承認待ち状態になっており、後ほど自動的に再チェックされます。

[Akismet の設定](#)を確認して、問題が継続するようであればウェブホストにご確認ください。

NGFB Note

You are using PHP version 5.3.3 — [this PHP version is outdated, unsupported, insecure](#) and may lack some important features. If possible, please update to the latest PHP stable release (or at least version 5.6). This notice may be dismissed for 1 か月.

✕ Dismiss

すべて (14,335) | [承認待ち](#) (6,811) | [承認済み](#) (7,524) | [スパム](#) (0) | [ゴミ箱](#) (0)

四季の移ろい

コメントを検索

一括操作 ▼

適用

すべてのコメントタイプ ▼

絞り込み検索

スパムチェック

374個の項目

«

<

17

/ 19

>

»

☐ 作成者	コメント	コメント先	投稿日時
☐  四季の移ろい 6 が承認 earth.a.d-wolfsblood-greenhill@docomo.ne.jp 49.98.149.236	スパムチェック待ち (余命さん、スタッフのみなさん、こんにちは。再投稿です。返戻理由書の意味自体を整理しました。でも何回やってもなんか変です。くどいし。後半は変化ありません。常に申し訳ございません。) 余命さん、スタッフのみなさん、こんにちは。 今回は約600字を凄まじく超えました。申し訳ございません。 余命さんの「返戻理由書の内容についてどこが間違っているかのテスト」再考致しました。 「証明とは→合理的な疑いを差し挟まない程度に真実らしいと裁判官に確信を抱かせること。またこの状態に達するべく証拠を提出する当事者の行為。 疎明とは→証明より低く、一応確からしいとの推測を裁判官が得た状態、またそれに達するよう証拠を提出する当事者の行為。」(コトバンクより) 返戻理由書の内容解釈です。 まず前段ですが。 『捜査機関に対し犯罪事実を申告して捜査及び犯人の処罰を求める場合』→申告事実を元に犯罪を成立させ	1332 東京地検の回答 投稿を表示 0 58	2017年1月24 日 9:51 PM
☐ 作成者	コメント	コメント先	投稿日時



☐ 作成者

コメント

コメント先

投稿日時

て処罰を与えたいのなら、『刑罰法令が定める構成要件に該当する事実を具体的に特定し、かつ、その事実を具体的な証拠によって』裁判官に『疎明していただく必要がある』。

つまり犯罪成立の為に検察官が裁判官に『疎明』をする為にさらなる証拠が必要、と告発人に求めて来た。

『疎明』を使った理由は。
一応確からしいとの推測を裁判官が得た状態に達するよう、証拠を提出したいから。
本来なら今回余命さん側が出した『単なる事実の申告のみ』だけで事実関係に争いようが無く、確からしいの推測に達してはいる。
だけど今回検察は後段の理由により『単なる事実の申告のみでは足りず』と判断した。
だから後段の理由の証拠を出して欲しい。
そうすれば構成要件事実&証拠全てが検察が考える『疎明』レベルに達して起訴出来る。
起訴を否定していない。

続いて後段です。
検察官さんも外患誘致罪の適用と運用に於ける国会の見解自体は否定していないと思いました。
告発状記載の「重大な打撃を我が国に与えた後でなければ罪を問うことができないというものではない」を理由書の『(もしくは武力行使しようとした)』の箇所では認めています。

で、後段の解釈ですが。
『また外患誘致罪とは憲法で保障されている表現の自由との兼ね合いにより』→外患誘致罪と表現の自由との兼ね合い(バランス)を考えると、『予備や未遂についても発言等のみを捉えて適用するような犯罪ではなく』→予備や未遂罪でも発言等のみの犯罪に適用は難しい。

『更には犯罪事実から導かれた』→だから発言等のみの犯罪事実から発生した『かなり具体的な外国からの武力行使(戦闘行為)の事実(もしくは武力行使しようとした事実)との』→かなり具体的な外国からの戦闘行為の事実、もしくは戦闘行為をしようとした事実との『因果関係の証明が』裁判官に『必要となります』。

後段の前半。
告発状の「この法の施行に際しては、自由、人権その他が制限されることがある」の箇所で、外患誘致罪と表現の自由との兼ね合い(バランス)がどのようなものか、すでに明記しています。
でも検察はわざわざ『外患誘致罪とは憲法で保障されている表現の自由との兼ね合いにより』と書いてきた。
つまり事実関係に争いの無い発言等のみの犯罪事実を外患罪を適用しようにも、外患罪と「この法の施行に際しては、自由、人権その他が制限されることがある」との兼ね合い(バランス)を崩してまでも、被告側が『表現の自由』を訴えて行動を起こしてくる、だから外患誘致どころか外患援助に未遂罪、予備及び陰謀罪も適用を逃れる恐れがある。と読みました。

☐ 作成者

コメント

コメント先

投稿日時

作成者	コメント 後段の後半。 メディア関係の告発状には、 「政府はついに2013年12月17日国家戦略保障会議において、竹島に関する領有権問題は「紛争」と明記する。 これはすでに、日韓は外患罪適用下にあることを宣言したものだ。」 とあります。 国会見解による武力行使の事実が実際あったからこそ「外患罪適用下にある」と明記しています。 そして「いかなる事態においても国家の存立と国民の安全と平和を守る」ために「自由、人権その他が制限されることがある」外患罪だからこそ、事実関係に争いの無い発言等のみの犯罪行為の事実と外患罪適用下に至った武力行使の事実と云う結果がある時点で、『因果関係』は『証明』されています。 なのに検察はわざわざ『因果関係の証明が必要』と書いてきました。 つまり後段の解釈は「いかなる事態においても国家の存立と国民の安全と平和を守る」を超えても『表現の自由』を被告発人側が訴え、行動を起こしてくる。 だから現状「外患罪適用下にある」ことをあえて否定し、事実関係に争いの無い発言等のみの犯罪事実の告発全てにあえて『因果関係の証明が必要』と回答し、それを含めた全ての告発状を返戻なされた。 「外患罪適用下にある」を否定すれば、どんな案件でもまるっと全て否定出来ます。 『表現の自由』を退けるレベルの証拠が用意出来るまで一件も起訴しません、って。 だから「返戻書類の中に受付番号、受理番号が記載されているものがある。確認されたい。これは読後、直ちに削除願う」は、起訴出来る案件で且つそれを余命さん側に示しながらもあえて返戻なされたのかな、と思いました。 起訴出来る案件も何故返戻するのか、検察側の意図を読んで下さい、って。 理由書を作成なされた検察官さんはどうして「いかなる事態においても国家の存立と国民の安全と平和を守る」を超えても『表現の自由』を被告発人側が持ち出し行動を起こしてくる、とお考えになったのかな？ もしかしたら検察官さんご自身がその事を身を以てご存じなのかもしれません。被告発人側の事をきっと良くご存知なだけに。 『表現の自由』のせいで一部告発の裁判がずるずる長引くと、ご自身やご家族、大切な方達の命を危険に晒す程に。 だからいったん全ての告発状を返戻なされたのかな、と。発言等のみの犯罪を含む全ての告発がすぐ結果に結び付く程のレベルに成るまで。 在日本朝鮮人人権協会(在日朝鮮人の弁護士、司法書士、税理士、公認会計士、社労士、行政書士他の有資格者と人権分野の研究者、活動家による組織)のサイトを読みました。	コメント先 投稿日時
作成者	コメント	コメント先 投稿日時

作成者	コメント	コメント先	投稿日時
	2016年11月14日付投稿内容「『人権と生活』43号巻頭言」より以下一部抜粋です。 「日本の植民地支配により、多数の朝鮮人が生活の手段を奪われ、渡日を余儀なくされ、そして侵略戦争遂行のため膨大な数の朝鮮人が労働者として日本に連行され、炭鉱、鉱山、港湾などで酷使された。敗戦後は「第三国人」として無権利状態で放置され、帰国もままならず生活困窮にあえぐ中、社会保障の諸制度に「国籍条項」が設けられ、その適用から除外された。」 「日本政府は特殊な歴史的事情を有する在日朝鮮人に対して、戦後補償どころか、一貫して抑圧と追放の政策をとり、生存権を脅かしさえしてきたのである。」 「在日同胞は、長きにわたるこのような制度からの排除に加え、根強い民族蔑視により生存権を脅かされてきたが、それは戦後70年以上が経過した今もなお継続している。」 「昨今のヘイトスピーチ、ヘイトデモや、それらを背景にした職場や学校でのいじめ、差別落書きなど、民族差別が横行している。外形が変わっても、これらが在日朝鮮人としての存在を否定し、かつ生存権を脅かすものであることに変わりはない。」 「1世、2世の先代たちはこれまでこのような日本政府による「同化」と「抑圧」という在日朝鮮人政策に抗い、日本の心ある人たちと連帯し同胞の生活と権利を守るための活動を果敢に展開してきた。その過程で獲得してきた権利はたくさんある。「日本政府が自ら進んで保障した権利は何もない」。これは高齢の1世の言葉である。私たちは先代の意思を引き継ぎ、在日同胞の生活を守り、よりいっそうの権利の拡充をめざし大胆に活動をしていきたい。」 (以上抜粋終わり) そして後段内容に『証明』を使った理由は。 裁判官に合理的な疑いを差し挟まない程度に真実らしいと確信を抱かせる状態に達するべく、表現の自由が入る余地の無い因果関係の証拠を提出したいから。 それが用意出来たら外患罪適用下を認め、構成要件事実&証拠全ての『疎明』を裁判官にする。起訴を否定していない。 因みに他の方の告訴・告発状返戻理由書やそれを転載した内容をネットで12件読みました。 ですが今回の内容と酷似はしていても『疎明』『証明』の法律用語を使ったものは見た限り、一つもありませんでした。 理由書の解釈は以上になります。 今回の返送ですが、一見失礼な返送方法や通常返戻理由書文章を装ったのは、メッセージを入れながらも作成者が(余命さん側以外に)特定されない為の身の安全用力モフラージュも含めた、意図的なものだった。そしてその真意の一つは『表現の自由』をクリア出来れば一括起訴出来ることを否定していない、と捉えました。 検察官さんが国民の意思表示を添えた告発状の重みを		
作成者	コメント	コメント先	投稿日時

作成者	コメント 受け止めてくれた結果の返送、が前提の考え方です。 大和会会長さん単独の告発状は横浜地検から返送時に不受理返戻理由書はなかったけれども、国民の意思表示である委任状を付けた告発状は色々失礼とは云え、東京地検は理由書を付けて返送、意思表示をして来ました。しかも『疎明』『証明』の法律用語を組み込んで。自分はここに検察官さんの誠意を見ました。そして「1462 返戻書類の比較」でのKaliburaさんのご考察を読み、本物との思いに至りました。 そして更に『表現の自由』を退ける証拠を用意するには、検察ではなくまずは警察へ告発状を提出して捜査して貰うのはどうなんだろう？と思い、もしかして検察官さんの真の意図は、先ず司法警察員に告発状を提出して下さい、だったのかな？と思いました。 告訴告発に関する他ブログを幾つか読み、あくまで通常の刑事事件での話ですが気に成ることが以下二つありました。↓ ・ある統計によると、一端受理されれば、検察官への直告よりも司法警察員への告訴告発の方が起訴に成る可能性はるかに高い。 理由は、検察官が司法警察員から送致・送検される事件に比べ、直告捜査にかなり消極的で通り一遍の捜査で処分を決めてしまうこと。 検察官に対する直告の起訴率が高くなると警察を飛び越えて検察官へ直告する事件が増える、そう成ると検察の独自捜査に支障が生じること。 検察官の機動捜査能力が低いこと等がある。 ・警察が告訴状告発状を受理しない場合は、都道府県警察本部又は警視庁の監察室か都道府県公安委員会に事情を説明して告訴告発の受理を促す方法もある(こちらは後述しました)。 それから「1146 告訴告発事件取り扱い要綱の復習と確認」を読んでも警察の方が良いのかな？と。 気に成ったのは。↓ ・『第6 告訴等の受理』の「1.受理」で、「管轄区域内の事件であるかどうかを問わず、受理判断し、受理するものとする。」 つまり受理義務がある。 ・『第7 告訴等を前提とした相談があった場合の措置』の「(3)」で、「捜査の端緒その他捜査情報となり得るものは、必要に応じて他の課に通報するなど適切な措置を執ること。」 他の課には公安警察とかも含まれるのかな？とか。 ・『第8 告訴事件等の処理』の「1.処理手続」の(イ)で、「受理し、又は移送を受けた場合は、当該事件を早期に検討し、問題点を的確に把握するとともに、迅速かつ適正に処理し、速やかに関係書類及び証拠物を検察官に送付すること。」 を始め、(ウ)(エ)の司法警察員から検察官に書類や証拠送付の内容、(オ)の検察官へ送付の場合は告訴告発人に通知、とか。 ・「2.移送」で、「次に掲げる事項に該当すれば他の都道府県警察又は県内の他の警察署に移送。」とか。 (余命さん側が東京地検に送付したのもそう云う理由	コメント先	投稿日時
作成者	コメント	コメント先	投稿日時

作成者	コメント がありましたね。)↑とにかく最後まで読んで警察に届け出るのも良さげ?と思いました。 それから一応ですが、上記要綱の第2・準拠にもありました国家公安委員会規則の「犯罪捜査規範」から。↓「犯罪捜査規範第二章 捜査の端緒第二節 告訴、告発および自首(告訴、告発および自首の受理)第六十三条司法警察員たる警察官は、告訴、告発または自首をする者があつたときは、管轄区域内の事件であるかどうかを問わず、この節に定めるところにより、これを受理しなければならない。2 司法巡査たる警察官は、告訴、告発または自首をする者があつたときは、直ちに、これを司法警察員たる警察官に移さなければならない。」との受理義務がありました。 とにかく一端受理したら、司法警察員は速やかに事件の書類と証拠品を検察官に必ず送付すること、と「刑事訴訟法」にもあります。↓「刑事訴訟法第二百四十二条司法警察員は、告訴又は告発を受けたときは、速やかにこれに関する書類及び証拠物を検察官に送付しなければならない。」 同じく「刑事訴訟法」で検察官には起訴・不起訴の通知義務と、請求があつた場合の不起訴理由の告知義務があります。↓「刑事訴訟法第二百六十条検察官は、告訴、告発又は請求のあつた事件について、公訴を提起し、又はこれを提起しない処分をしたときは、速やかにその旨を告訴人、告発人又は請求人に通知しなければならない。公訴を取り消し、又は事件を他の検察庁の検察官に送致したときも、同様である。」 「刑事訴訟法第二百六十一条検察官は、告訴、告発又は請求のあつた事件について公訴を提起しない処分をした場合において、告訴人、告発人又は請求人の請求があるときは、速やかに告訴人、告発人又は請求人にその理由を告げなければならない。」↑起訴・不起訴の連絡も検察官から直接来ますし、不起訴になったら問い合わせ出来ますし。 あともし義務があるにも関わらず、警察が受理してくれなかったら「警察法」により、都道府県公安委員会に告発受理の催促を促せます。↓「警察法第七章 雑則より	コメント先 投稿日時
作成者	コメント	コメント先 投稿日時

作成者	コメント (苦情の申出等) 第七十九条 都道府県警察の職員の職務執行について苦情がある者は、都道府県公安委員会に対し、国家公安委員会規則で定める手続に従い、文書により苦情の申出をすることができる。 2 都道府県公安委員会は、前項の申出があつたときは、法令又は条例の規定に基づきこれを誠実に処理し、処理の結果を文書により申出者に通知しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 一 申出が都道府県警察の事務の適正な遂行を妨げる目的で行われたと認められるとき。 二 申出者の所在が不明であるとき。 三 申出者が他の者と共同で苦情の申出を行つたと認められる場合において、当該他の者に当該苦情に係る処理の結果を通知したとき。」 さらに。上記苦情の申出は国家公安委員会規則の「苦情の申出の手続に関する規則」に管理されていました。↓ 「苦情の申出の手続に関する規則 (趣旨) 第一条 この規則は、警察法(以下「法」という。)第七十九条の規定による都道府県警察の職員の職務執行についての苦情の申出(以下「苦情申出」という。)の手続に関し必要な事項を定めるものとする。 (苦情申出書の提出) 第二条 苦情申出を行おうとする者(以下「申出者」という。)は、次の各号に掲げる事項を記載した文書(以下「苦情申出書」という。)に署名又は押印をしてこれを提出するものとする。 一 申出者の氏名、住所及び電話番号 二 申出者が住所以外の連絡先への処理の結果の通知を求める場合には、当該連絡先の名称、住所及び電話番号 三 苦情申出の原因たる職務執行の日時及び場所、当該職務執行に係る警察職員の執務の態様その他の事案の概要 四 苦情申出の原因たる職務執行により申出者が受けた具体的な不利益の内容又は当該職務執行に係る警察職員の執務の態様に対する不満の内容」。 (以上全てe-Gov法令データより) たぬきさんご投稿の「第183回国会法務委員会 第18号」の引用元を読みました。 気に成った箇所だけを以下抜粋します。↓ 「○西田委員 ありがとうございます。 いわゆる私人による告発のみという状況だというふうに理解いたします。つまり、いわゆる司法警察が捜査をして送致をした案件はこれまでないということでございます。(中略) つまり、武力行使の事実はあるけれども、外国と通謀したという形跡はないので捜査はしなかったということになるのでしょうか。その辺、いかがお考えでしょ	コメント先 投稿日時
作成者	コメント	コメント先 投稿日時

作成者	コメント	コメント先	投稿日時
	うか。 ○稲田政府参考人 ただいまのお尋ねが、警察から検察庁に対して送致がなかったかということについてのことでありますれば、事実としてはなかったのは、先ほど申し上げましたように過去五年間ないんですけれども、ただ、どう理由で警察が捜査をせず送致されなかったのかということにつきましては、私どもの方で承知するところではございませんので、お答えすることはできないということを御理解いただきたいと思います。 ○西田委員 早くも質問時間が終了してしまいましたが、殺人が起こってから捜査をするいわゆる一般の殺人事件と違って、外患誘致罪というのは常日ごろから捜査員を張りつけておかねばならないものでございます。根本的に違うわけでございますので、日ごろから捜査をしているのかしていないのか、これが非常に大事になってくると思います。」(以上抜粋終わり) 以上を読んで司法警察の捜査の効果、そして公安の日頃の情報収集が正に「外患誘致罪というのは常日ごろから捜査員を張りつけておかねばならない」に当たるのかな？と思いました。 それから通常、刑事事件の告訴告発は事件が起きた管轄の警察署なり都道府県警なり警視庁なりが本当は成るべく良いそうです。 ですがこの告発は「国家の存立と国民の安全と平和」が懸かっている外患誘致罪。事件が起きた管轄は日本国。 だから警察へ国民の意思表示である告発状を届けるのなら公安部を抱える警視庁、もしくは国家公安委員会管理の元の警察庁のどちらかかな？と思いました。 そして今度は警察の意思表示を待ってみよう。 そう思いました。 そして何故余命さんが今回「返戻理由書の内容についてどこが間違っているかのテスト」を私達に出されたかの答えですが。 返戻理由書の意思表示による検察官さんの声を潰さないためにも余命さんは、余命さんご自身が明確で確実な答えをご存知でもあえて、私達が検察官さんの考え、お心に触れるきっかけを「返戻理由書の内容についてどこが間違っているかのテスト」として与えてくれたんだな、と思いました。 日本人みんなで考えましょう、って。 以上で余命さんの「返戻理由書の内容についてどこが間違っているかのテスト」再考の答えです。 長く成りました。全て間違いかもです。申し訳ございません。 いつもありがとうございます。 (四季の移ろい) 承認する 返信 クイック編集 編集 スパム ゴミ箱へ移動		

☐ 作成者	コメント	コメント先	投稿日時
☐ 四季の移ろい 6 が承認 earth.a.d- wolfsblood- greenhill@docomo.n e.jp 49.98.149.236	余命さん、スタッフのみなさん、 スパムチェック待ち ここにちは。 自分が投稿致しました内容ですが、告発状にある、 「それは外患誘致罪の未遂犯として処罰の対象となる」 「未遂に至らないような予備、陰謀の段階でも処罰の対象」 「重大な打撃を我が国に与えた後でなければ罪を問うことができないというものではない」 の国会答弁を完全に置き去りにしていました。またやり直します...すみません。でももうそろそろ受付終了時期でしょうか？ 訳判らなく成って来ました混乱。最後の投稿は無視頂けると大変ありがたいです。頭悪いのにこんな事、無謀だったのだろうか？ 頭悪くて申し訳ございませんでした。(四季の移ろい)	1332 東京地検 の回答 投稿を表示 0 58	2017年1月24 日 5:26 AM
☐ 四季の移ろい 6 が承認 earth.a.d- wolfsblood- greenhill@docomo.n e.jp 49.98.149.236	(余命さん、スタッフのみなさん、 スパムチェック待ち ここにちは。以下再投稿です。先ず返戻理由書の意味自体を整理しました。後半は変わっていません。どうしても長いくどいとうい内容に成るのは自分の能力の限界です。毎度毎度毎度毎度申し訳ございません。) 余命さん、スタッフのみなさん、ここにちは。 今回は約600字を凄まじく超えました。申し訳ございません。 余命さんの「返戻理由書の内容についてどこが間違っているかのテスト」再考致しました。 「証明とは→合理的な疑いを差し挟まない程度に真実らしいと裁判官に確信を抱かせること。またこの状態に達するべく証拠を提出する当事者の行為。 疎明とは→証明より低く、一応確からしいとの推測を裁判官が得た状態、またそれに達するよう証拠を提出する当事者の行為。」(コトバンクより) 返戻理由書の内容解釈です。 まず前段ですが。 『捜査機関に対し犯罪事実を申告して捜査及び犯人の処罰を求める場合』→申告事実を元に犯罪を成立させて処罰を与えたいのなら、『刑罰法令が定める構成要件に該当する事実を具体的に特定し、かつ、その事実を具体的な証拠によって』裁判官に『疎明していただく必要がある』。 つまり犯罪成立の為に検察官が裁判官に『疎明』をする為にさらなる証拠が必要、と告発人に求めて来た。 『疎明』を使った理由は。 一応確からしいとの推測を裁判官が得た状態に達するよう、証拠を提出したいから。 本来なら今回余命さん側が出した『単なる事実の申告のみ』だけで事実関係に争いようが無く、確からしいの推測に達してはいる。	1332 東京地検 の回答 投稿を表示 0 58	2017年1月24 日 2:37 AM
☐ 作成者	コメント	コメント先	投稿日時

作成者	コメント	コメント先	投稿日時
	だけど今回検察は後段の理由により『単なる事実の申告のみでは足りず』と判断した。 だから後段の理由の証拠を出して欲しい。 そうすれば構成要件事実&証拠全てが検察が考える『疎明』レベルに達して起訴出来る。 起訴を否定していない。 続いて後段です。 検察官さんも外患誘致罪の適用と運用に於ける国会の見解自体は否定していないと思いました。 告発状にも記載されている「例えば我が国の領土の一部に外国の軍隊を不法に侵入させたときもこれに当たるといふうに解されている」を、理由書の『(もしくは武力行使しようとした)』の箇所では認めています。 だから『外国からの武力行使(戦闘行為)の事実(もしくは武力行使しようとした事実)』の『事実』を省いた文章は、外国軍からの戦闘行為もしくは外国軍が日本の領土の一部に不法侵入し戦闘行為をしようとした、と読みました。 で、後段の解釈ですが。 『また外患誘致罪とは憲法で保障されている表現の自由との兼ね合いにより』→外患誘致罪と表現の自由との兼ね合い(バランス)を考えると、『予備や未遂についても発言等のみを捉えて適用するような犯罪ではなく』→予備や未遂罪でも発言等のみの犯罪に適用は難しい。 『更には犯罪事実から導かれた』→だから発言等のみの犯罪事実から発生した『かなり具体的な外国からの武力行使(戦闘行為)の事実(もしくは武力行使しようとした事実)との』→かなり具体的な外国軍からの戦闘行為の事実、もしくは外国軍が日本の領土の一部に不法侵入し戦闘行為をしようとした事実との『因果関係の証明が』裁判官に『必要となります』。 後段の前半。 告発状の「この法の施行に際しては、自由、人権その他が制限されることがある」の箇所で、外患誘致罪と表現の自由との兼ね合い(バランス)がどのようなものか、すでに明記しています。 でも検察はわざわざ『外患誘致罪とは憲法で保障されている表現の自由との兼ね合いにより』と書いてきた。 つまり事実関係がはっきりした発言等のみの犯罪事実にも外患罪を適用しようにも、外患罪と「この法の施行に際しては、自由、人権その他が制限されることがある」との兼ね合い(バランス)を崩してまでも、被告発人側が『表現の自由』を持ち出しその為の行動を起こしてくる、だから外患誘致どころか外患援助に未遂罪、予備及び陰謀罪も適用を逃れる恐れがある。と読みました。 後段の後半。 メディア関係の告発状には、 「政府はついに2013年12月17日国家戦略保障会議において、竹島に関する領有権問題は「紛争」と明記す		
作成者	コメント	コメント先	投稿日時

作成者	コメント	コメント先	投稿日時
	る。 これはすでに、日韓は外患罪適用下にあることを宣言したものだ。」 と明記されています。 つまり『かなり具体的な』国会見解による武力行使の事実があったから「外患罪適用下にある」と明記しているのにも関わらず検察はこれを無視し、事実関係がはっきりした発言等のみの犯罪事実と、『かなり具体的な』国会見解による武力行使の事実との『因果関係の証明』が必要、とわざわざ書いてきました。 国会見解の外患罪における武力行使の適用と運用の意義自体はお認めになっても、現状は外患罪が適用運用される状態ではない、武力行使は無かった、って。 まとめると...発言等のみの犯罪事実と、武力行使の事実の因果関係は、国家の存立と国民の安全と平和を守るために自由や人権その他が制限される外患罪だからこそ、すでに証明されている。 けれども検察は、その制限を超えて自由や人権その他を被告発人側が必ず持ち出してくるから、武力行使事実をそして外患罪適用下宣言をあえて否定して、発言等のみの犯罪案件全ての因果関係の証明をして欲しい、と書いてきた。 「その法意はいかなる事態においても国家の存立と国民の安全と平和を守る」を超えても、被告発人側は外患罪適用を逃れる為に『表現の自由』を訴え、その為の行動を起こしてくる、を検察官さんが示された理由ですが、もしかしたら検察官さんご自身がその事を身を以ってご存じなのかもしれません。 だから『表現の自由』を退けるレベルの証拠を用意しないと、起訴出来る案件があってもしたくありません、だから「外患罪適用下にある」を否定して告発全てをお返しします、って。 少しの隙も見せられないって事なのかな。被告発人側の事をきっと良くご存知なだけに。ご自身やご家族、大切な方達を危険に晒す程の。 在日本朝鮮人人権協会(在日朝鮮人の弁護士、司法書士、税理士、公認会計士、社労士、行政書士他の有資格者と人権分野の研究者、活動家による組織)のサイトを読みました。 2016年11月14日付投稿内容「『人権と生活』43号巻頭言」より以下一部抜粋です。 「日本の植民地支配により、多数の朝鮮人が生活の手段を奪われ、渡日を余儀なくされ、そして侵略戦争遂行のため膨大な数の朝鮮人が労働者として日本に連行され、炭鉱、鉱山、港湾などで酷使された。敗戦後は「第三人」として無権利状態で放置され、帰国もままならず生活困窮にあえぐ中、社会保障の諸制度に「国籍条項」が設けられ、その適用から除外された。」 「日本政府は特殊な歴史的事情を有する在日朝鮮人に対して、戦後補償どころか、一貫して抑圧と追放の政策を取り、生存権を脅かしさえしてきたのである。」 「在日同胞は、長きにわたるこのような制度からの排除に加え、根強い民族蔑視により生存権を脅かされて		
作成者	コメント	コメント先	投稿日時

きたが、それは戦後70年以上が経過した今もなお継続している。」

「昨今のヘイトスピーチ、ヘイトデモや、それらを背景にした職場や学校でのいじめ、差別落書きなど、民族差別が横行している。外形が変わっても、これらが在日朝鮮人としての存在を否定し、かつ生存権を脅かすものであることに変わりはない。」

「1世、2世の先代たちはこれまでこのような日本政府による「同化」と「抑圧」という在日朝鮮人政策に抗い、日本の心ある人たちと連帯し同胞の生活と権利を守るための活動を果敢に展開してきた。その過程で獲得してきた権利はたくさんある。「日本政府が自ら進んで保障した権利は何もない」。これは高齢の1世の言葉である。私たちは先代の意思を引き継ぎ、在日同胞の生活を守り、よりいっそうの権利の拡充をめざし大胆に活動をしていきたい。」

(以上抜粋終わり)

そして後段内容に『証明』を使った理由は、裁判官に合理的な疑いを差し挟まない程度に真実らしいと確信を抱かせる状態に達するべく、表現の自由が入る余地の無い因果関係の証拠を提出したいから。それが用意出来たら外患罪適用下を認め、構成要件事実&証拠全ての『疎明』を裁判官にする。起訴を否定していない。

因みに他の方の告訴・告発状返戻理由書やそれを転載した内容をネットで12件読みました。ですが今回の内容と酷似はしていても『疎明』『証明』の法律用語を使ったものは見た限り、一つもありませんでした。理由書の解釈は以上になります。

今回の返送ですが、一見失礼な返送方法や通常返戻理由書文章を装ったのは、メッセージを入れながらも作成者が(余命さん側以外に)特定されない為の身の安全用力モフラージュも含めた、意図的なものだった。そしてその真意の一つは『表現の自由』をクリア出来れば起訴出来ることを否定していない、と捉えました。検察官さんが国民の意思表示を添えた告発状の重みを受け止めてくれた結果の返送、が前提の考え方です。大和会会長さんの単独告発状は横浜地検から返送時に不受理返戻理由書はなかったけれども、国民の意思表示である委任状を付けた告発状は、東京地検は理由書を付けて返送、意思表示をして来ました。しかも『疎明』『証明』の法律用語を組み込んで。自分はここに検察官さんの誠意を見ました。そして「1462 返戻書類の比較」でのKaliburaさんのご考察を読み、本物との思いに至りました。

そして『表現の自由』を退ける証拠を用意する為に、検察ではなくまずは警察へ告発状を提出して捜査して貰うのはどうなんだろう？と思い、もしかして検察側の真の意図は、先ず司法警察員に告発状を提出して下さい、だったのかな？と思いました。

告訴告発に関する他ブログを幾つか読み、あくまで通常の刑事事件での話ですが気に成ることが以下二つあ

作成者	コメント	コメント先	投稿日時
	りました。↓ ・ある統計によると、一端受理されれば、検察官への直告よりも司法警察員への告訴告発の方が起訴に成る可能性ははるかに高い。 理由は、検察官が司法警察員から送致・送検される事件に比べ、直告捜査にかなり消極的で通り一遍の捜査で処分を決めてしまうこと。 検察官に対する直告の起訴率が高くなると警察を飛び越えて検察官へ直告する事件が増える、そう成ると検察の独自捜査に支障が生じること。 検察官の機動捜査能力が低いこと等がある。 ・警察が告訴状告発状を受理しない場合は、都道府県警察本部又は警視庁の監察室か都道府県公安委員会に事情を説明して告訴告発の受理を促す方法もある(こちらは後述しました)。 それから「1146 告訴告発事件取り扱い要綱の復習と確認」を読んでも警察の方が良いのかな？と。 気に成ったのは。↓ ・『第6 告訴等の受理』の「1.受理」で、「管轄区域内の事件であるかどうかを問わず、受理判断し、受理するものとする。」 つまり受理義務がある。 ・『第7 告訴等を前提とした相談があった場合の措置』の「(3)」で、「捜査の端緒その他捜査情報となり得るものは、必要に応じて他の課に通報するなど適切な措置を執ること。」 他の課には公安警察とかも含まれるのかな？とか。 ・『第8 告訴事件等の処理』の「1.処理手続」の(イ)で、「受理し、又は移送を受けた場合は、当該事件を早期に検討し、問題点を的確に把握するとともに、迅速かつ適正に処理し、速やかに関係書類及び証拠物を検察官に送付すること。」 を始め、(ウ)(エ)の司法警察員から検察官に書類や証拠送付の内容、(オ)の検察官へ送付の場合は告訴告発人に通知、とか。 ・「2.移送」で、「次に掲げる事項に該当すれば他の都道府県警察又は県内の他の警察署に移送。」とか。(余命さん側が東京地検に送付したのもそう云う理由がありましたね。) ↑とにかく最後まで読んで警察に届け出るのも良さげ？と思いました。 それから一応ですが、上記要綱の第2・準拠にもありました国家公安委員会規則の「犯罪捜査規範」から。 ↓ 「犯罪捜査規範 第二章 捜査の端緒 第二節 告訴、告発および自首 (告訴、告発および自首の受理) 第六十三条 司法警察員たる警察官は、告訴、告発または自首をする者があつたときは、管轄区域内の事件であるかどうかを問わず、この節に定めるところにより、これを受理しなければならない。 2 司法巡査たる警察官は、告訴、告発または自首をす		
作成者	コメント	コメント先	投稿日時

作成者	コメント る者があつたときは、直ちに、これを司法警察員たる警察官に移さなければならない。」との受理義務がありました。 とにかく一端受理したら、司法警察員は速やかに事件の書類と証拠品を檢察官に必ず送付すること、と「刑事訴訟法」にもあります。↓ 「刑事訴訟法 第二百四十二条 司法警察員は、告訴又は告発を受けたときは、速やかにこれに関する書類及び証拠物を檢察官に送付しなければならない。」 同じく「刑事訴訟法」で檢察官には起訴・不起訴の通知義務と、請求があつた場合の不起訴理由の告知義務があります。↓ 「刑事訴訟法 第二百六十条 檢察官は、告訴、告発又は請求のあつた事件について、公訴を提起し、又はこれを提起しない処分をしたときは、速やかにその旨を告訴人、告発人又は請求人に通知しなければならない。公訴を取り消し、又は事件を他の檢察庁の檢察官に送致したときも、同様である。」 「刑事訴訟法 第二百六十一条 檢察官は、告訴、告発又は請求のあつた事件について公訴を提起しない処分をした場合において、告訴人、告発人又は請求人の請求があるときは、速やかに告訴人、告発人又は請求人にその理由を告げなければならない。」 1起訴・不起訴の連絡も檢察官から直接来ますし、不起訴になったら問い合わせ出来ますし。 あともし義務があるにも関わらず、警察が受理してくれなかったら「警察法」により、都道府県公安委員会に告発受理の催促を促せます。↓ 「警察法 第七章 雑則より (苦情の申出等) 第七十九条　都道府県警察の職員の職務執行について苦情がある者は、都道府県公安委員会に対し、国家公安委員会規則で定める手続に従い、文書により苦情の申出をすることができる。 2 都道府県公安委員会は、前項の申出があつたときは、法令又は条例の規定に基づきこれを誠実に処理し、処理の結果を文書により申出者に通知しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 一 申出が都道府県警察の事務の適正な遂行を妨げる目的で行われたと認められるとき。 二 申出者の所在が不明であるとき。 三 申出者が他の者と共同で苦情の申出を行つたと認められる場合において、当該他の者に当該苦情に係る処理の結果を通知したとき。」	コメント先 投稿日時
作成者	コメント	コメント先 投稿日時

作成者	コメント さらに。上記苦情の申出は国家公安委員会規則の「苦情の申出の手続に関する規則」に管理されていました。↓ 「苦情の申出の手続に関する規則 (趣旨) 第一条 この規則は、警察法 (以下「法」という。)第七十九条の規定による都道府県警察の職員の職務執行についての苦情の申出(以下「苦情申出」という。)の手続に関し必要な事項を定めるものとする。 (苦情申出書の提出) 第二条 苦情申出を行おうとする者(以下「申出者」という。)は、次の各号に掲げる事項を記載した文書(以下「苦情申出書」という。)に署名又は押印をしてこれを提出するものとする。 一 申出者の氏名、住所及び電話番号 二 申出者が住所以外の連絡先への処理の結果の通知を求める場合には、当該連絡先の名称、住所及び電話番号 三 苦情申出の原因たる職務執行の日時及び場所、当該職務執行に係る警察職員の執務の態様その他の事実の概要 四 苦情申出の原因たる職務執行により申出者が受けた具体的な不利益の内容又は当該職務執行に係る警察職員の執務の態様に対する不満の内容」。 (以上全てe-Govより) たぬきさんご投稿の「第183回国会法務委員会 第18号」の引用元を読みました。 気に成った箇所だけを以下抜粋します。↓ 「○西田委員 ありがとうございます。 いわゆる私人による告発のみという状況だというふうに理解いたします。つまり、いわゆる司法警察が捜査をして送致をした案件はこれまでないということでございます。(中略) つまり、武力行使の事実はあるけれども、外国と通謀したという形跡はないので捜査はしなかったということになるのでしょうか。その辺、いかがお考えでしょうか。 ○稲田政府参考人 ただいまのお尋ねが、警察から検察庁に対して送致がなかったかということについてのことでありますれば、事実としてはなかったのは、先ほど申し上げましたように過去五年間ないんですけれども、ただ、どういう理由で警察が捜査をせず送致されなかったのかということにつきましては、私どもの方で承知するところではございませんので、お答えすることはできないということを御理解いただきたいと思います。 ○西田委員 早くも質問時間が終了してしまいましたが、殺人が起こってから捜査をするいわゆる一般の殺人事件と違って、外患誘致罪というのは常日ごろから捜査員を張りつけておかねばならないものでございます。根本的に違うわけでございますので、日ごろから捜査を	コメント先 投稿日時
作成者	コメント	コメント先 投稿日時

作成者	コメント	コメント先	投稿日時
	しているのかしていないのか、これが非常に大事になってくると思います。」(抜粋終わり) 以上を読んで司法警察の捜査の効果、そして公安の日頃の情報収集が正に「外患誘致罪というのは常日ごろから捜査員を張りつけておかなければならない」に当たるのかな？と思いました。 それから通常、刑事事件の告訴告発は事件が起きた管轄の警察署なり都道府県警なり警視庁なりが本当は成るべく良いそうです。 ですがこの告発は「国家の存立と国民の安全と平和」が懸かっている外患誘致罪。事件が起きた管轄は日本国。 だから警察へ国民の意思表示である告発状を届けるのなら公安部を抱える警視庁、もしくは国家公安委員会管理の元の警察庁のどちらかかな？と思いました。 そして今度は警察の意思表示を待ってみよう。 そう思いました。 そして何故余命さんが今回「返戻理由書の内容についてどこが間違っているかのテスト」を私達に出されたかの答えですが。 返戻理由書の意思表示による検察官さんの声を潰さないためにも余命さんは、余命さんご自身が明確で確実な答えをご存知でもあえて、私達が検察官さんの考え、お心に触れるきっかけを「返戻理由書の内容についてどこが間違っているかのテスト」として与えてくれたんだな、と思いました。 日本人みんなで考えましょう、って。 以上で余命さんの「返戻理由書の内容についてどこが間違っているかのテスト」再考の答えです。 長く成りました。全て間違いかもです。申し訳ございません。 いつもありがとうございます。 (四季の移ろい)		
作成者	コメント	コメント先	投稿日時



四季の移ろい

6 が承認

earth.a.d-
wolfsblood-
greenhill@docomo.n
e.jp
1.75.245.90

余命さん、スタッフのみなさん、
こんにちは。
今回もまた900字程です。申し訳ございません。

質問ですが『刑罰法令が定める構成要件』の、主観的構成要件である「故意」or「未必の故意」の法律用語は理由書に入れていない時点で、「故意」(or「未必の故意」)は被告発人側にあったと検察側も認めているのですよね？

だから理由書を作成なさった検察官さんも、今は安倍さん政権下だから(尖閣衝突事件が元と思われる平成22年外患罪受理時のような)、発言等のみの犯罪『事実』に政治的判断の入る余地は無いし発言犯罪『事実』は『事実』とお認めに成っている、のですよね。あくまで『表現の自由』を退ける強固な『因果関係』証拠を求めているのですよね。また頭くるくるして来たのです。

スパムチェック待ち

1332 東京地検
の回答

投稿を表示

0 58

2017年1月22
日 3:56 AM

☐ 作成者	コメント	コメント先	投稿日時
	そして検察側は今はまだ外患罪適用状態では無いとしている、の根拠は後段の武力行使についてわざわざ『かなり具体的な』と書いているから、ですか？ すでに『かなり具体的』な『事実』があるのにも関わらず。 それかもしくはですが...告発をただの一件も受理しなかったから、が根拠なのでしょうか。 犯罪の「行為」は被告発人ごとに様々、でも犯罪「結果」はシンプルで三カ国とも一つor二つしか無いから、とか。(一部表現が不適切で申し訳ございません。) つまり起訴出来る案件がいくつあろうと今の段階では一件も起訴したく無い。だから外患罪適用下ではないと否定すれば告発丸ごと否定出来るし告発丸ごと返戻出来る。 何故なら理由書を作成なされた検察官さんも『表現の自由』をクリアしてからの一括起訴を願っているから。更に何故ならそうしないと自分だけでなく大切な方達にまで身の危険が迫るから。 余命さんが仰る「逆転の理屈」てそう云うことなのですか？ もしそうなら、理由書の文字ばかりに捕らわれていたら判らないことですね。検察官さんの行動も含めて考えるべきって。 なんかもうさっぱりではありますが。 しかし...あれこれなんやかや考えている間でも、余命さんの恐ろしい程の頭のキレ、頭の良さを今更ながらホントつくづく感じます。 「柳に風」なお方は本当、頼もしく、恐ろしい。 平成19年時の外患罪受理はまだ何にも読んでませんし自分のアタマではまだまだ道は長い。しかも。自分一人で勝手に騒いでいた締め切りは結局一体何だったのか。ただのアホです。本当すみません。うう...。もっかい寝る。すみませんでした。 (四季の移ろい)		

☐ 作成者	コメント	コメント先	投稿日時
------------------------------	------	-------	------

作成者	コメント	コメント先	投稿日時
四季の移ろい 6 が承認 earth.a.d-wolfsblood-greenhill@docomo.ne.jp 1.75.245.90	余命さん、スタッフのみなさん、 スパムチェック待ち こんにちは。 連続投稿あらし駄目人間です。 平成19年の外患罪受理は、やっぱり北朝鮮の日本人拉致に関する罪状だったのですか？ そしたら何で不起訴だったのだろう？もうあんな長い投稿しませんが考えるだけ考えてはみます。スタッフさんのあらし連続投稿への言及は自分も入っているの判っておりますので。スタッフのみなさん本当ごめんなさい。ご迷惑おかけしました。 それから自分の投稿読み直していたら、平成25年時の韓国軍の竹島軍事訓練の日付を間違えていました泣。 15日だって泣。なんちゃらの日とやらは25日なのに泣。なんでいつもこーなんだろう泣？抜けてばかり泣。申し訳ございませんでした。 兎に角荒らし的自分投稿、破棄されるのは判っているので改めて直して投稿はもうしませんのでご安心下さい。 なんかやっぱり締め切り過ぎてもばかばか投稿したりとかマナー違反でしたしね...。 余命さんスタッフさんの寛大なお心にひたすら感謝です。 ありがとうございました。 (四季の移ろい)	1332 東京地検の回答 投稿を表示 0 58	2017年1月21日 7:20 AM
四季の移ろい 6 が承認 earth.a.d-wolfsblood-greenhill@docomo.ne.jp 1.75.234.141	余命さん、スタッフのみなさん、 スパムチェック待ち こんにちは。 今回は約600字を凄まじく超えました。申し訳ございません。 余命さんの「返戻理由書の内容についてどこが間違っているかのテスト」再考致しました。 「証明とは→合理的な疑いを差し挟まない程度に真実らしいと裁判官に確信を抱かせること。またこの状態に達するべく証拠を提出する当事者の行為。 疎明とは→証明より低く、一応確からしいとの推測を裁判官が得た状態、またそれに達するよう証拠を提出する当事者の行為。」(コトバンクより) 返戻理由書の内容解釈です。 まず前段ですが。 『捜査機関に対し犯罪事実を申告して捜査及び犯人の処罰を求める場合』→申告事実を元に犯罪を成立させて処罰を与えたいのなら、『刑罰法令が定める構成要件に該当する事実を具体的に特定し、かつ、その事実を具体的な証拠によって』裁判官に『疎明していただく必要がある』。 つまり犯罪成立の為に検察官が裁判官に『疎明』をする為に、さらなる具体的な構成要件事実&その証拠が必要、と告発人に求めて来た。 『疎明』を使った理由は。 一応確からしいとの推測を裁判官が得た状態に達する	1332 東京地検の回答 投稿を表示 0 58	2017年1月20日 6:18 PM
作成者	コメント	コメント先	投稿日時

作成者	コメント よう、証拠を提出したいから。 本来なら余命さん側が出した『単なる事実の申告のみ』だけで争いようがない位疑問の余地がなくて、確からしいの推測に達してはいる。 だけど今回検察側は後段の理由により『単なる事実の申告のみでは足りず』と判断した。 だから後段の理由の構成要件事実&その証拠を出して欲しい。 そうすれば構成要件事実&証拠全てが検察側が考える『疎明』レベルに達して起訴出来る。 起訴を否定していない。 続いて後段です。 検察官さんも外患誘致罪の適用と運用に於ける国会の見解自体は否定していないと思いました。 告発状にも記載されている「例えば我が国の領土の一部に外国の軍隊を不法に侵入させたときもこれに当たるといふうに解されている」を、理由書の『(もしくは武力行使しようとした)』の箇所で認めています。 だから『外国からの武力行使(戦闘行為)の事実(もしくは武力行使しようとした事実)』の『事実』を省いた文章は、外国軍からの戦闘行為もしくは外国軍が日本の領土の一部に不法侵入し戦闘行為をしようとした、と読みました。 で、後段の解釈ですが。 『また外患誘致罪とは憲法で保障されている表現の自由との兼ね合いにより』→外患誘致罪と表現の自由との兼ね合い(バランス)を考えると、『予備や未遂についても発言等のみを捉えて適用するような犯罪ではなく』→予備や未遂罪でも発言等のみの犯罪に適用は難しい。 『更には犯罪事実から導かれた』→だから発言等のみの犯罪事実から発生した『かなり具体的な外国からの武力行使(戦闘行為)の事実(もしくは武力行使しようとした事実)との』→かなり具体的な外国軍からの戦闘行為の事実、もしくは外国軍が日本の領土の一部に不法侵入し戦闘行為をしようとした事実との『因果関係の証明が』裁判官に『必要となります』。 つまり外患罪を発言等のみの犯罪事実に応用しようにも、外患罪と「この法の施行に際しては、自由、人権その他が制限されることがある」との兼ね合い(バランス)を崩してまでも、被告発人側が『表現の自由』を持ち出してくるので、外患誘致どころか外患援助に未遂罪や予備、陰謀罪も適用を逃れる可能性がある。 だから『表現の自由』を退けるレベルの、発言等のみの犯罪事実と国会見解の武力行使事実との『因果関係』を裁判官に『証明』する為の証拠を告発人に求めてきた。 平成19年と平成22年に外患罪受理との事、それぞれの年の出来事をググりました。大きい出来事を見つけたのは両方とも日中、尖閣諸島の件でした。 ・平成19年。外患誘致罪で5件受理、罪とならず不起訴。	コメント先	投稿日時
作成者	コメント	コメント先	投稿日時

作成者	コメント →2月5日に中国海洋調査船が尖閣諸島の魚釣島付近の日本のEEZ内で、事前通報も無く無断で海洋調査。日本政府が抗議するも、中国政府は尖閣諸島は中国固有の領土と主張。 ・平成22年。外患予備及び陰謀罪で2件受理、嫌疑なしで不起訴。 →9月7日に尖閣諸島中国漁船衝突事件。中国漁船が領海で違法操業、退去を命じた海上保安庁巡視船への衝突。 この時も中国政府は尖閣諸島は中国固有の領土と主張した上、公務執行妨害で逮捕された中国船船長の釈放を要求。 民主党政権下で起きたこの事件、表向きは検察当局の(政治的)判断との事で船長を釈放してましたね。 もしもですが、外患罪受理が両年とも中国案件だったら、と仮定しました。 ・平成19年の第一次安倍政権時。EEZ内の無断海洋調査、と武力行使事実には弱い？成らない？わりに外患誘致罪受理。でも不起訴、「罪とならず」。 因みに「罪とならず」の単語を調べたら→検察の捜査の結果、容疑事実が犯罪構成要件に該当しないとき、だそうです。 つまり容疑事実はあってもEEZ内無断海洋調査が武力行使事実とは認められず、因果関係の証明が出来なかった。となるのかな。 ・平成22年民主党政権時。平成19年の時よりも明確な中国の侵略行為ですが、外患予備及び陰謀罪にも関わらず不起訴、「嫌疑なし」。 因みに「嫌疑なし」の単語を調べたら→検察の捜査の結果、容疑者に対する犯罪の疑いが晴れたとき、だそうです。 容疑が晴れた、つまり無罪だったので因果関係の証明が出来なかった。武力行使の事実有無以前の話ですね。 この時は明確な侵略行為にも関わらず、船長釈放の場合と同じ政治的判断により、無罪で不起訴、だったのかな。 「1484 2017/1/17アラカルト」に於けるひよわな、長州人。さんのご考察通りかもです。 以上、あくまで仮定ですが。 告発状記載の外患誘致罪に於ける武力行使の国会の見解は平成25年時ですから、それ以前のこの二つの年の受理時よりも、現在は適用と運用はハードルが低いと考えられます。 しかも現在は三カ国共に紛争当事国と成っています。 だから理由書にある『かなり具体的な外国からの武力行使(戦闘行為)の事実(もしくは武力行使しようとした事実)』の『事実』は満たしています。 そして発言等のみの犯罪『事実』ですが。 「1324 外患罪と尖閣漁船事件」の最後、安倍さん現政権下での、やみ指揮権発動に関する質疑応答は「平成25年4月23日」。 外患罪における武力行使の国会見解は「平成25年5月29日」。	コメント先 投稿日時
作成者	コメント	コメント先 投稿日時

作成者	コメント 竹島上陸軍事訓練占拠が「平成25年10月15日」。 日付を見ると凄い流れですね。 どうも安倍さん政権下の今は、上記平成22年時の民主時代の様な政治的判断が入る隙は、まるでなさそうです。 ですがそれでも検察側はあえて指摘してきました。 「その法意はいかなる事態においても国家の存立と国民の安全と平和を守る」を超えても、被告発人側は外患罪適用を逃れる為に『表現の自由』を持ち出してくる、と。 もしかしたら検察官さんもその事を、身を以ってご存じなのかもしれません。 だから国会見解の外患罪における武力行使自体はお認めになっても、現状は外患罪が適用される状態ではない、と返戻なさったのかな。 『表現の自由』を退けるレベルの証拠を用意しないと、(起訴出来る案件があっても)まだ何も出来ません、適用下と認めてしまうと、起訴出来る案件は起訴しなきゃ成らなくなるからって。 少しの隙も見せられないって事なのかな。被告発人側の事をきっと良くご存知なだけに。ご自身やご家族、大切な方達の命を危険に晒すレベルでの。 在日本朝鮮人人権協会(在日朝鮮人の弁護士、司法書士、税理士、公認会計士、社労士、行政書士他の有資格者と人権分野の研究者、活動家による組織)のサイトを読みました。 2016年11月14日付投稿内容「『人権と生活』43号巻頭言」より以下一部抜粋です。 「日本の植民地支配により、多数の朝鮮人が生活の手段を奪われ、渡日を余儀なくされ、そして侵略戦争遂行のため膨大な数の朝鮮人が労働者として日本に連行され、炭鉱、鉱山、港湾などで酷使された。敗戦後は「第三人国」として無権利状態で放置され、帰国もままならず生活困窮にあえぐ中、社会保障の諸制度に「国籍条項」が設けられ、その適用から除外された。」 「日本政府は特殊な歴史的事情を有する在日朝鮮人に対して、戦後補償どころか、一貫して抑圧と追放の政策をとり、生存権を脅かしさえしてきたのである。」 「在日同胞は、長きにわたるこのような制度からの排除に加え、根強い民族蔑視により生存権を脅かされてきたが、それは戦後70年以上が経過した今もなお継続している。」 「昨今のヘイトスピーチ、ヘイトデモや、それらを背景にした職場や学校でのいじめ、差別落書きなど、民族差別が横行している。外形が変わっても、これらが在日朝鮮人としての存在を否定し、かつ生存権を脅かすものであることに変わりはない。」 「1世、2世の先代たちはこれまでこのような日本政府による「同化」と「抑圧」という在日朝鮮人政策に抗い、日本の心ある人たちと連帯し同胞の生活と権利を守るための活動を果敢に展開してきた。その過程で獲得してきた権利はたくさんある。「日本政府が自ら進んで保障した権利は何もない」。これは高齢の1世の	コメント先 投稿日時
作成者	コメント	コメント先 投稿日時

作成者	コメント 検察官の機動捜査能力が低いこと等がある。 ・警察が告訴状告発状を受理しない場合は、都道府県警察本部又は警視庁の監察室か都道府県公安委員会に事情を説明して告訴告発の受理を促す方法もある。 (こちらは後述しました。) それから「1146 告訴告発事件取り扱い要綱の復習と確認」を読んでも警察の方が良いのかな？と。 気に成ったのは。↓ ・『第6 告訴等の受理』の「1.受理」で、「管轄区域内の事件であるかどうかを問わず、受理判断し、受理するものとする。」 つまり受理義務がある。 ・『第7 告訴等を前提とした相談があった場合の措置』の「(3)」で、「捜査の端緒その他捜査情報となり得るものは、必要に応じて他の課に通報するなど適切な措置を執ること。」 他の課には公安警察とかも含まれるのかな？とか。 ・『第8 告訴事件等の処理』の「1.処理手続」の(イ)で、「受理し、又は移送を受けた場合は、当該事件を早期に検討し、問題点を的確に把握するとともに、迅速かつ適正に処理し、速やかに関係書類及び証拠物を検察官に送付すること。」 を始め、(ウ)(エ)の司法警察員から検察官に書類や証拠送付の内容、(オ)の検察官へ送付の場合は告訴告発人に通知、とか。 ・「2.移送」で、「次に掲げる事項に該当すれば他の都道府県警察又は県内の他の警察署に移送。」とか。 (余命さん側が東京地検に送付したのもそう云う理由がありましたね。) ↑とにかく最後まで読んで警察に届け出るのも良さげ？と思いました。 それから一応ですが、上記要綱の第2・準拠にもありました国家公安委員会規則の「犯罪捜査規範」から。 ↓ 「犯罪捜査規範 第二章 捜査の端緒 第二節 告訴、告発および自首 (告訴、告発および自首の受理) 第六十三条 司法警察員たる警察官は、告訴、告発または自首をする者があつたときは、管轄区域内の事件であるかどうかを問わず、この節に定めるところにより、これを受理しなければならない。 2 司法巡査たる警察官は、告訴、告発または自首をする者があつたときは、直ちに、これを司法警察員たる警察官に移さなければならない。」 との受理義務がありました。 とにかく一端受理したら、司法警察員は速やかに事件の書類と証拠品を検察官に必ず送付すること、と「刑事訴訟法」にもあります。↓ 「刑事訴訟法 第二百四十二条 司法警察員は、告訴又は告発を受けたときは、速やか	コメント先 投稿日時
作成者	コメント	コメント先 投稿日時

作成者	コメント にこれに関する書類及び証拠物を検察官に送付しなければならない。」 同じく「刑事訴訟法」で検察官には起訴・不起訴の通知義務と、請求があった場合の不起訴理由の告知義務があります。↓ 「刑事訴訟法 第二百六十条 検察官は、告訴、告発又は請求のあつた事件について、公訴を提起し、又はこれを提起しない処分をしたときは、速やかにその旨を告訴人、告発人又は請求人に通知しなければならない。公訴を取り消し、又は事件を他の検察庁の検察官に送致したときも、同様である。」 「刑事訴訟法 第二百六十一条 検察官は、告訴、告発又は請求のあつた事件について公訴を提起しない処分をした場合において、告訴人、告発人又は請求人の請求があるときは、速やかに告訴人、告発人又は請求人にその理由を告げなければならない。」 1起訴・不起訴の連絡も検察官から直接来ますし、不起訴になったら問い合わせ出来ますし。 あともし義務があるにも関わらず、警察が受理してくれなかったら「警察法」により、都道府県公安委員会に告発受理の催促を促せます。↓ 「警察法 第七章 雑則より (苦情の申出等) 第七十九条 都道府県警察の職員の職務執行について苦情がある者は、都道府県公安委員会に対し、国家公安委員会規則で定める手続に従い、文書により苦情の申出をすることができる。 2 都道府県公安委員会は、前項の申出があつたときは、法令又は条例の規定に基づきこれを誠実に処理し、処理の結果を文書により申出者に通知しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 一 申出が都道府県警察の事務の適正な遂行を妨げる目的で行われたと認められるとき。 二 申出者の所在が不明であるとき。 三 申出者が他の者と共同で苦情の申出を行つたと認められる場合において、当該他の者に当該苦情に係る処理の結果を通知したとき。」 さらに。上記苦情の申出は国家公安委員会規則の「苦情の申出の手続に関する規則」に管理されていました。↓ 「苦情の申出の手続に関する規則 (趣旨) 第一条 この規則は、警察法 (以下「法」という。)第七十九条の規定による都道府県警察の職員の職務執行についての苦情の申出(以下「苦情申出」という。)の手続に関し必要な事項を定めるものとする。	コメント先 投稿日時
作成者	コメント	コメント先 投稿日時

作成者	コメント	コメント先	投稿日時
	(苦情申出書の提出) 第二条 苦情申出を行おうとする者(以下「申出者」という。)は、次の各号に掲げる事項を記載した文書(以下「苦情申出書」という。)に署名又は押印をしてこれを提出するものとする。 一 申出者の氏名、住所及び電話番号 二 申出者が住所以外の連絡先への処理の結果の通知を求める場合には、当該連絡先の名称、住所及び電話番号 三 苦情申出の原因たる職務執行の日時及び場所、当該職務執行に係る警察職員の執務の態様その他の事案の概要 四 苦情申出の原因たる職務執行により申出者が受けた具体的な不利益の内容又は当該職務執行に係る警察職員の執務の態様に対する不満の内容」。 (以上全てe-Govより) たぬきさんご投稿の「第183回国会法務委員会 第18号」の引用元を読みました。 気に成った箇所だけを以下抜粋します。↓ 「○西田委員 ありがとうございます。 いわゆる私人による告発のみという状況だというふうに理解いたします。つまり、いわゆる司法警察が捜査をして送致をした案件はこれまでないということでございます。(中略) つまり、武力行使の事実はあるけれども、外国と通謀したという形跡はないので捜査はしなかったということになるのでしょうか。その辺、いかがお考えでしょうか。 ○稲田政府参考人 ただいまのお尋ねが、警察から検察庁に対して送致がなかったかということについてのことでありますれば、事実としてはなかったのは、先ほど申し上げましたように過去五年間ないんですけれども、ただ、どういう理由で警察が捜査をせず送致されなかったのかということにつきましては、私どもの方で承知するところではございませんので、お答えすることはできないということをお断りしたいと思います。 ○西田委員 早くも質問時間が終了してしまいましたが、殺人が起こってから捜査をするいわゆる一般の殺人事件と違って、外患誘致罪というのは常日ごろから捜査員を張りつけておかねばならないものでございます。根本的に違うわけでございますので、日ごろから捜査をしているのかしていないのか、これが非常に大事になってくると思います。」(抜粋終わり) 以上を読んで司法警察の捜査の効果、そして公安の日頃の情報収集が正に「外患誘致罪というのは常日ごろから捜査員を張りつけておかねばならない」に当たるのかな？と思いました。 それから通常、刑事事件の告訴告発は事件が起きた管轄の警察署なり都道府県警なり警視庁なりが本当は成るべく良いそうです。 ですがこの告発は「国家の存立と国民の安全と平和」		
作成者	コメント	コメント先	投稿日時

作成者	コメント コメント先 投稿日時	が懸かっている外患誘致罪。事件が起きた管轄は日本国。 だから警察へ国民の意思表示である告発状を届けるのなら公安部を抱える警視庁、もしくは国家公安委員会管理の元の警察庁のどちらかかな？と思いました。 そして今度は警察の意思表示を待ってみよう。 そう思いました。 そして何故余命さんが今回「返戻理由書の内容についてどこが間違っているかのテスト」を私達に出されたかの答えですが。 返戻理由書の意思表示による検察官さんの声を潰させないためにも余命さんは、余命さんご自身が明確で確実な答えをご存知でもあえて、私達が検察官さんの考え、お心に触れるきっかけを「返戻理由書の内容についてどこが間違っているかのテスト」として与えてくれたんだな、と思いました。 日本人みんなで考えましょう、って。 以上で余命さんの「返戻理由書の内容についてどこが間違っているかのテスト」再考の答えです。 長く成りました。全て間違いかもです。申し訳ございません。 余命さんまたはスタッフさんに読んで頂けたのなら本望です。 いつもありがとうございます。 (四季の移ろい)	
四季の移ろい 6 が承認 earth.a.d-wolfsblood-greenhill@docomo.ne.jp 1.75.234.141	余命さん、スタッフのみなさん、 スパムチェック待ち こんにちは。 今回は約600字を凄まじく超えました。申し訳ございません。 余命さんの「返戻理由書の内容についてどこが間違っているかのテスト」再考致しました。 「証明とは→合理的な疑いを差し挟まない程度に真実らしいと裁判官に確信を抱かせること。またこの状態に達するべく証拠を提出する当事者の行為。 疎明とは→証明より低く、一応確からしいとの推測を裁判官が得た状態、またそれに達するよう証拠を提出する当事者の行為。」(コトバンクより) 返戻理由書の内容解釈です。 まず前段ですが。 『捜査機関に対し犯罪事実を申告して捜査及び犯人の処罰を求める場合』→申告事実を元に犯罪を成立させて処罰を与えたいのなら、『刑罰法令が定める構成要件に該当する事実を具体的に特定し、かつ、その事実を具体的な証拠によって』裁判官に『疎明していただく必要がある』。 つまり犯罪成立の為に検察官が裁判官に『疎明』をする為に、さらなる具体的な構成要件事実&その証拠が必要、と告発人に求めて来た。	1332 東京地検の回答 投稿を表示 0 58	2017年1月20日 5:40 PM
作成者	コメント コメント先 投稿日時		

作成者	コメント 『疎明』を使った理由は。 一応確からしいとの推測を裁判官が得た状態に達するよう、証拠を提出したいから。 本来なら余命さん側が出した『単なる事実の申告のみ』だけで争いようがない位疑問の余地がなくて、確からしいの推測に達してはいる。 だけど今回検察側は後段の理由により『単なる事実の申告のみでは足りず』と判断した。 だから後段の理由の構成要件事実&その証拠を出して欲しい。 そうすれば構成要件事実&証拠全てが検察側が考える『疎明』レベルに達して起訴出来る。 起訴を否定していない。 続いて後段です。 検察官さんも外患誘致罪の適用と運用に於ける国会の見解自体は否定していないと思いました。 告発状にも記載されている「例えば我が国の領土の一部に外国の軍隊を不法に侵入させたときもこれに当たるといふふうに解されている」を、理由書の『(もしくは武力行使しようとした)』の箇所で認めています。 だから『外国からの武力行使(戦闘行為)の事実(もしくは武力行使しようとした事実)』の『事実』を省いた文章は、外国軍からの戦闘行為もしくは外国軍が日本の領土の一部に不法侵入し戦闘行為をしようとした、と読みました。 で、後段の解釈ですが。 『また外患誘致罪とは憲法で保障されている表現の自由との兼ね合いにより』→外患誘致罪と表現の自由との兼ね合い(バランス)を考えると、『予備や未遂についても発言等のみを捉えて適用するような犯罪ではなく』→予備や未遂罪でも発言等のみの犯罪に適用は難しい。 『更には犯罪事実から導かれた』→だから発言等のみの犯罪事実から発生した『かなり具体的な外国からの武力行使(戦闘行為)の事実(もしくは武力行使しようとした事実)との』→かなり具体的な外国軍からの戦闘行為の事実、もしくは外国軍が日本の領土の一部に不法侵入し戦闘行為をしようとした事実との『因果関係の証明が』裁判官に『必要となります』。 つまり外患罪を発言等のみの犯罪事実に適用しようにも、外患罪と「この法の施行に際しては、自由、人権その他が制限されることがある」との兼ね合い(バランス)を崩してまでも、被告発人側が『表現の自由』を持ち出してくるので、外患誘致どころか外患援助に未遂罪や予備、陰謀罪も適用を逃れる可能性がある。 だから『表現の自由』を退けるレベルの、発言等のみの犯罪事実と国会見解の武力行使事実との『因果関係』を裁判官に『証明』する為の証拠を告発人に求めてきた。 平成19年と平成22年に外患罪受理との事、それぞれの年の出来事をググりました。大きい出来事を見つけたのは両方とも日中、尖閣諸島の件でした。	コメント先	投稿日時
作成者	コメント	コメント先	投稿日時

・平成19年。外患誘致罪で5件受理、罪とならず不起訴。

→2月5日に中国海洋調査船が尖閣諸島の魚釣島付近の日本のEEZ内で、事前通報も無く無断で海洋調査。日本政府が抗議するも、中国政府は尖閣諸島は中国固有の領土と主張。

・平成22年。外患予備及び陰謀罪で2件受理、嫌疑なしで不起訴。

→9月7日に尖閣諸島中国漁船衝突事件。中国漁船が領海で違法操業、退去を命じた海上保安庁巡視船への衝突。

この時も中国政府は尖閣諸島は中国固有の領土と主張した上、公務執行妨害で逮捕された中国船船長の釈放を要求。

民主党政権下で起きたこの事件、表向きは検察当局の(政治的)判断との事で船長を釈放してましたね。

もしもですが、外患罪受理が両年とも中国案件だったら、と仮定しました。

・平成19年の第一次安倍政権時。EEZ内の無断海洋調査、と武力行使事実には弱い？成らない？わりに外患誘致罪受理。でも不起訴、「罪とならず」。

因みに「罪とならず」の単語を調べたら→検察の捜査の結果、容疑事実が犯罪構成要件に該当しないとき、だそうです。

つまり容疑事実はあってもEEZ内無断海洋調査が武力行使事実とは認められず、因果関係の証明が出来なかった。となるのかな。

・平成22年民主党政権時。平成19年の時よりも明確な中国の侵略行為ですが、外患予備及び陰謀罪にも関わらず不起訴、「嫌疑なし」。

因みに「嫌疑なし」の単語を調べたら→検察の捜査の結果、容疑者に対する犯罪の疑いが晴れたとき、だそうです。

容疑が晴れた、つまり無罪だったので因果関係の証明が出来なかった。武力行使の事実有無以前の話ですね。

この時は明確な侵略行為にも関わらず、船長釈放の場合と同じ政治的判断により、無罪で不起訴、だったのかな。

「1484 2017/1/17アラカルト」に於けるひよわな、長州人。さんのご考察通りかもです。

以上、あくまで仮定ですが。

告発状記載の外患誘致罪に於ける武力行使の国会の見解は平成25年時ですから、それ以前のこの二つの年の受理時よりも、現在は適用と運用はハードルが低いと考えられます。

しかも現在は三カ国共に紛争当事国と成っています。

だから理由書にある『かなり具体的な外国からの武力行使(戦闘行為)の事実(もしくは武力行使しようとした事実)』の『事実』は満たしています。

そして発言等のみの犯罪『事実』ですが、安倍さん政権下の今、上記民主時代の様な政治的判断が入る隙はなさそうです。

作成者	コメント ですがそれでも検察側はあえて指摘してきました。 「その法意はいかなる事態においても国家の存立と国民の安全と平和を守る」を超えても、被告発人側は外患罪適用を逃れる為に『表現の自由』を持ち出してくる、と。 もしかしたら検察官さんもその事を、身を以ってご存じなのかもしれません。 だから国会見解の外患罪における武力行使自体はお認めになっても、現状は外患罪が適用される状態ではない、と返戻なさったのかな。 『表現の自由』を退けるレベルの証拠を用意しないと、(起訴出来る案件があっても)まだ何も出来ません、適用下と認めてしまうと、起訴出来る案件は起訴しなきゃ成らなくなるからって。 少しの間も見せられないって事なのかな。被告発人側の事をきっと良くご存知なだけに。ご自身やご家族、大切な方達の命を危険に晒すレベルでの。 在日本朝鮮人人権協会(在日朝鮮人の弁護士、司法書士、税理士、公認会計士、社労士、行政書士他の有資格者と人権分野の研究者、活動家による組織)のサイトを讀みました。 2016年11月14日付投稿内容「『人権と生活』43号巻頭言」より以下一部抜粋です。 「日本の植民地支配により、多数の朝鮮人が生活の手段を奪われ、渡日を余儀なくされ、そして侵略戦争遂行のため膨大な数の朝鮮人が労働者として日本に連行され、炭鉱、鉱山、港湾などで酷使された。敗戦後は「第三国人」として無権利状態で放置され、帰国もままならず生活困窮にあえぐ中、社会保障の諸制度に「国籍条項」が設けられ、その適用から除外された。」 「日本政府は特殊な歴史的事情を有する在日朝鮮人に対して、戦後補償どころか、一貫して抑圧と追放の政策をとり、生存権を脅かしさえしてきたのである。」 「在日同胞は、長きにわたるこのような制度からの排除に加え、根強い民族蔑視により生存権を脅かされてきたが、それは戦後70年以上が経過した今もなお継続している。」 「昨今のヘイトスピーチ、ヘイトデモや、それらを背景にした職場や学校でのいじめ、差別落書きなど、民族差別が横行している。外形が変わっても、これらが在日朝鮮人としての存在を否定し、かつ生存権を脅かすものであることに変わりはない。」 「1世、2世の先代たちはこれまでこのような日本政府による「同化」と「抑圧」という在日朝鮮人政策に抗い、日本の心ある人たちと連帯し同胞の生活と権利を守るための活動を果敢に展開してきた。その過程で獲得してきた権利はたくさんある。「日本政府が自ら進んで保障した権利は何もない」。これは高齢の1世の言葉である。私たちは先代の意思を引き継ぎ、在日同胞の生活を守り、よりいっそうの権利の拡充をめざし大胆に活動をしていきたい。」 (抜粋終わり)	コメント先 投稿日時
作成者	コメント	コメント先 投稿日時

作成者	コメント	コメント先	投稿日時
	そして後段内容に『証明』の単語を使った理由は。裁判官に合理的な疑いを差し挟まない程度に真実らしいと確信を抱かせる状態に達するべく、因果関係の証拠を提出したいから。 そしてそれが『証明』出来れば、それを含めた全ての構成要件事実&証拠の『疎明』も裁判官に出来る。起訴を否定していない。 因みに他の方の告訴・告発状返戻理由書やそれを転載した内容をネットで12件読みました。 ですが今回の内容と酷似はしていても『疎明』『証明』の法律用語を使ったものは見た限り、一つもありませんでした。 理由書の解釈は以上になります。 今回の返送ですが、一見失礼な諸々内容での返送は、実は通常返戻理由書を装った身の安全用力モフラージュも含めた、意図的なものだった。そしてその真意の一つは『表現の自由』をクリア出来れば起訴出来ることを否定していない、と捉えました。 あくまで検察側が国民の意思表示を添えた告発状の重みを受け止めた結果の善意の返送が前提の考え方です。 大和会会長さんの単独告発状は横浜地検から返送時に不受理返戻理由書はなかったけども、国民の意思表示である委任状を付けた告発状は、東京地検は色々失礼だったとは云え理由書を付けて返送して来ました。 東京地検は意思表示をして来た。しかも『疎明』『証明』の法律用語を組み込んで。自分はここに検察官さんの誠意を見ました。そして「1462 返戻書類の比較」でのKaliburaさんのご考察を読み、本物との思いに至りました。 そして受理を促し、検察官が裁判官に『表現の自由』を退ける『証明』及び『疎明』をするための証拠提出には、検察ではなく先ずは警察へ告発状提出はどうなんだろう？と思い、もしかして検察側の真の意図は、先ず司法警察員に告発状を提出して下さい、だったのかな？と思いました。 告訴告発に関する他ブログを幾つか読み、あくまで通常の刑事事件での話ですが氣に成ることが以下二つありました。↓ ・ある統計によると、一端受理されれば、検察官への直告よりも司法警察員への告訴告発の方が起訴に成る可能性はるかに高い。 理由は、検察官が司法警察員から送致・送検される事件に比べ、直告捜査にかなり消極的で通り一遍の捜査で処分を決めてしまうこと。 検察官に対する直告の起訴率が高くなると警察を飛び越えて検察官へ直告する事件が増える、そう成ると検察の独自捜査に支障が生じること。 検察官の機動捜査能力が低いこと等がある。 ・警察が告訴状告発状を受理しない場合は、都道府県警察本部又は警視庁の監察室か都道府県公安委員会に事情を説明して告訴告発の受理を促す方法もある(こちらは後述しました)。		
作成者	コメント	コメント先	投稿日時

作成者	コメント それから「1146 告訴告発事件取り扱い要綱の復習と確認」を読んでも警察の方が良いのかな？と。 気に成ったのは。↓ ・『第6 告訴等の受理』の「1.受理」で、「管轄区域内の事件であるかどうかを問わず、受理判断し、受理するものとする。」 つまり受理義務がある。 ・『第7 告訴等を前提とした相談があった場合の措置』の「(3)」で、「捜査の端緒その他捜査情報となり得るものは、必要に応じて他の課に通報するなど適切な措置を執ること。」 他の課には公安警察とかも含まれるのかな？とか。 ・『第8 告訴事件等の処理』の「1.処理手続」の(イ)で、「受理し、又は移送を受けた場合は、当該事件を早期に検討し、問題点を的確に把握するとともに、迅速かつ適正に処理し、速やかに関係書類及び証拠物を検察官に送付すること。」 を始め、(ウ)(エ)の司法警察員から検察官に書類や証拠送付の内容、(オ)の検察官へ送付の場合は告訴告発人に通知、とか。 ・「2.移送」で、「次に掲げる事項に該当すれば他の都道府県警察又は県内の他の警察署に移送。」とか。 (余命さん側が東京地検に送付したのもそう云う理由がありましたね。) ↑とにかく最後まで読んで警察に届け出るのも良さげ？と思いました。 それから一応ですが、上記要綱の第2・準拠にもありました国家公安委員会規則の「犯罪捜査規範」から。 ↓ 「犯罪捜査規範 第二章 捜査の端緒 第二節 告訴、告発および自首 (告訴、告発および自首の受理) 第六十三条 司法警察員たる警察官は、告訴、告発または自首をする者があつたときは、管轄区域内の事件であるかどうかを問わず、この節に定めるところにより、これを受理しなければならない。 2 司法巡査たる警察官は、告訴、告発または自首をする者があつたときは、直ちに、これを司法警察員たる警察官に移さなければならない。」 との受理義務がありました。 とにかく一端受理したら、司法警察員は速やかに事件の書類と証拠品を検察官に必ず送付すること、と「刑事訴訟法」にもあります。↓ 「刑事訴訟法 第二百四十二条 司法警察員は、告訴又は告発を受けたときは、速やかにこれに関する書類及び証拠物を検察官に送付しなければならない。」 同じく「刑事訴訟法」で検察官には起訴・不起訴の通知義務と、請求があった場合の不起訴理由の告知義務があります。↓ 「刑事訴訟法	コメント先	投稿日時
作成者	コメント	コメント先	投稿日時

作成者	コメント 第二百六十条 検察官は、告訴、告発又は請求のあつた事件について、公訴を提起し、又はこれを提起しない処分をしたときは、速やかにその旨を告訴人、告発人又は請求人に通知しなければならない。公訴を取り消し、又は事件を他の検察庁の検察官に送致したときも、同様である。」 「刑事訴訟法 第二百六十一条 検察官は、告訴、告発又は請求のあつた事件について公訴を提起しない処分をした場合において、告訴人、告発人又は請求人の請求があるときは、速やかに告訴人、告発人又は請求人にその理由を告げなければならない。」 ↑起訴・不起訴の連絡も検察官から直接来ますし、不起訴になったら問い合わせ出来ますし。 あともし義務があるにも関わらず、警察が受理してくれなかったら「警察法」により、都道府県公安委員会に告発受理の催促を促せます。↓ 「警察法 第七章 雑則より (苦情の申出等) 第七十九条 都道府県警察の職員の職務執行について苦情がある者は、都道府県公安委員会に対し、国家公安委員会規則で定める手続に従い、文書により苦情の申出をすることができる。 2 都道府県公安委員会は、前項の申出があつたときは、法令又は条例の規定に基づきこれを誠実に処理し、処理の結果を文書により申出者に通知しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 一 申出が都道府県警察の事務の適正な遂行を妨げる目的で行われたと認められるとき。 二 申出者の所在が不明であるとき。 三 申出者が他の者と共同で苦情の申出を行つたと認められる場合において、当該他の者に当該苦情に係る処理の結果を通知したとき。」 さらに。上記苦情の申出は国家公安委員会規則の「苦情の申出の手続に関する規則」に管理されていました。↓ 「苦情の申出の手続に関する規則 (趣旨) 第一条 この規則は、警察法 (以下「法」という。)第七十九条の規定による都道府県警察の職員の職務執行についての苦情の申出(以下「苦情申出」という。)の手続に関し必要な事項を定めるものとする。 (苦情申出書の提出) 第二条 苦情申出を行おうとする者(以下「申出者」という。)は、次の各号に掲げる事項を記載した文書(以下「苦情申出書」という。)に署名又は押印をしてこれを提出するものとする。 一 申出者の氏名、住所及び電話番号	コメント先 投稿日時
作成者	コメント	コメント先 投稿日時

作成者	コメント 二 申出者が住所以外の連絡先への処理の結果の通知を求める場合には、当該連絡先の名称、住所及び電話番号 三 苦情申出の原因たる職務執行の日時及び場所、当該職務執行に係る警察職員の執務の態様その他の事案の概要 四 苦情申出の原因たる職務執行により申出者が受けた具体的な不利益の内容又は当該職務執行に係る警察職員の執務の態様に対する不満の内容」。 (以上全てe-Govより) たぬきさんご投稿の「第183回国会法務委員会 第18号」の引用元を読みました。 気に成った箇所だけを以下抜粋します。↓ 「○西田委員 ありがとうございます。 いわゆる私人による告発のみという状況だというふうに理解いたします。つまり、いわゆる司法警察が捜査をして送致をした案件はこれまでないということでございます。(中略) つまり、武力行使の事実はあるけれども、外国と通謀したという形跡はないので捜査はしなかったということになるのでしょうか。その辺、いかがお考えでしょうか。 ○稲田政府参考人 ただいまのお尋ねが、警察から検察庁に対して送致がなかったかということについてのことでありますれば、事実としてはなかったのは、先ほど申し上げましたように過去五年間ないんですけれども、ただ、どういう理由で警察が捜査をせず送致されなかったのかということにつきましては、私どもの方で承知するところではございませんので、お答えすることはできないということを御理解いただきたいと思います。 ○西田委員 早くも質問時間が終了してしまいましたが、殺人が起こってから捜査をするいわゆる一般の殺人事件と違って、外患誘致罪というのは常日ごろから捜査員を張りつけておかねばならないものでございます。根本的に違うわけでございますので、日ごろから捜査をしているのかしていないのか、これが非常に大事になってくると思います。」(抜粋終わり) 以上を読んで司法警察の捜査の効果、そして公安の日頃の情報収集が正に「外患誘致罪というのは常日ごろから捜査員を張りつけておかねばならない」に当たるのかな？と思いました。 それから通常、刑事事件の告訴告発は事件が起きた管轄の警察署なり都道府県警なり警視庁なりが本当は成るべく良いそうです。 ですがこの告発は「国家の存立と国民の安全と平和」が懸かっている外患誘致罪。事件が起きた管轄は日本国。 だから警察へ国民の意思表示である告発状を届けるのなら公安部を抱える警視庁、もしくは国家公安委員会管理の元の警察庁のどちらかかな？と思いました。	コメント先	投稿日時
作成者	コメント	コメント先	投稿日時

☐ 作成者	コメント そして今度は警察の意思表示を待ってみよう。そう思いました。 そして何故余命さんが今回「返戻理由書の内容についてどこが間違っているかのテスト」を私達に出されたかの答えですが。 返戻理由書の意思表示による検察官さんの声を潰さないためにも余命さんは、余命さんご自身が明確で確実な答えをご存知でもあえて、私達が検察官さんの考え、お心に触れるきっかけを「返戻理由書の内容についてどこが間違っているかのテスト」として与えてくれたんだな、と思いました。 日本人みんなで考えましょう、って。 以上で余命さんの「返戻理由書の内容についてどこが間違っているかのテスト」再考の答えです。 長く成りました。全て間違いかもです。申し訳ございません。 余命さんまたはスタッフさんに読んで頂けたのなら本望です。 いつもありがとうございます。 (四季の移ろい)	コメント先	投稿日時
☐ 四季の移ろい 6 が承認 earth.a.d-wolfsblood-greenhill@docomo.ne.jp 1.75.234.141	余命さん、スタッフのみなさん、スパムチェック待ち こんにちは。 今回は約600字を凄まじく超えました。申し訳ございません。 余命さんの「返戻理由書の内容についてどこが間違っているかのテスト」再考致しました。 「証明とは→合理的な疑いを差し挟まない程度に真実らしいと裁判官に確信を抱かせること。またこの状態に達するべく証拠を提出する当事者の行為。疎明とは→証明より低く、一応確からしいとの推測を裁判官が得た状態、またそれに達するよう証拠を提出する当事者の行為。」(コトバンクより) 返戻理由書の内容解釈です。 まず前段ですが。 『捜査機関に対し犯罪事実を申告して捜査及び犯人の処罰を求める場合』→申告事実を元に犯罪を成立させて処罰を与えたいのなら、『刑罰法令が定める構成要件に該当する事実を具体的に特定し、かつ、その事実を具体的な証拠によって』裁判官に『疎明していただく必要がある』。 つまり犯罪成立の為に検察官が裁判官に『疎明』をする為に、さらなる具体的な構成要件事実&その証拠が必要、と告発人に求めて来た。 『疎明』を使った理由は。 一応確からしいとの推測を裁判官が得た状態に達するよう、証拠を提出したいから。 本来なら余命さん側が出した『単なる事実の申告のみ』だけで争いようがない位疑問の余地がなくて、確からしいの推測に達してはいる。	1332 東京地検の回答 投稿を表示 0 58	2017年1月20日 11:26 AM
☐ 作成者	コメント	コメント先	投稿日時

作成者	コメント ただ今回検察側は後段の理由により『単なる事実の申告のみでは足りず』と判断した。 だから後段の理由の構成要件事実&その証拠を出して欲しい。 そうすれば構成要件事実&証拠全てが検察側が考える『疎明』レベルに達して起訴出来る。 起訴を否定していない。 続いて後段です。 検察官さんも外患誘致罪の適用と運用に於ける国会の見解自体は否定していないと思いました。 告発状にも記載されている「例えば我が国の領土の一部に外国の軍隊を不法に侵入させたときもこれに当たるというふうに解されている」を、理由書の『(もしくは武力行使しようとした)』の箇所では認めています。 だから『外国からの武力行使(戦闘行為)の事実(もしくは武力行使しようとした事実)』の『事実』を省いた文章は、外国軍からの戦闘行為もしくは外国軍が日本の領土の一部に不法侵入し戦闘行為をしようとした、と読みました。 で、後段の解釈ですが。 『また外患誘致罪とは憲法で保障されている表現の自由との兼ね合いにより』→外患誘致罪と表現の自由との兼ね合い(バランス)を考えると、『予備や未遂についても発言等のみを捉えて適用するような犯罪ではなく』→予備や未遂罪でも発言等のみの犯罪に適用は難しい。 『更には犯罪事実から導かれた』→だから発言等のみの犯罪事実から発生した『かなり具体的な外国からの武力行使(戦闘行為)の事実(もしくは武力行使しようとした事実)との』→かなり具体的な外国軍からの戦闘行為の事実、もしくは外国軍が日本の領土の一部に不法侵入し戦闘行為をしようとした事実との『因果関係の証明が』裁判官に『必要となります』。 つまり外患罪を発言等のみの犯罪事実適用しようにも、「この法の施行に際しては、自由、人権その他が制限されることがある」の兼ね合い(バランス)を崩してまでも、被告側が『表現の自由』を持ち出してくるので、外患誘致どころか未遂罪や予備、陰謀罪も適用を逃れる可能性がある。 だから『表現の自由』を退けるレベルの、発言等のみの犯罪事実と国会見解の武力行使事実との『因果関係』を裁判官に『証明』する為の証拠を告発人に求めてきた。 平成19年と平成22年に外患罪受理との事、それぞれの年の出来事をググりました。大きい出来事を見つけたのは両方とも日中、尖閣諸島の件でした。 ・平成19年。外患誘致罪で5件受理、罪とならず不起訴。 →2月5日に中国海洋調査船が尖閣諸島の魚釣島付近の日本のEEZ内で、事前通報も無く無断で海洋調査。日本政府が抗議するも、中国政府は尖閣諸島は中国固有の領土と主張。	コメント先 投稿日時
作成者	コメント	コメント先 投稿日時

作成者	コメント ・平成22年。外患予備及び陰謀罪で2件受理、嫌疑なしで不起訴。 →9月7日に尖閣諸島中国漁船衝突事件。中国漁船が領海で違法操業、退去を命じた海上保安庁巡視船への衝突。 この時も中国政府は尖閣諸島は中国固有の領土と主張した上、公務執行妨害で逮捕された中国船舶長の釈放を要求。 民主党政権下で起きたこの事件、表向きは検察当局の(政治的)判断との事で船長を釈放してましたね。 もしもですが、外患罪受理が兩年とも中国案件だったら、と仮定しました。 ・平成19年の第一次安倍政権時。EEZ内の無断海洋調査、と武力行使事実には弱い？成らない？わりに外患誘致罪受理。でも不起訴、「罪とならず」。 因みに「罪とならず」の単語を調べたら→検察の捜査の結果、容疑事実が犯罪構成要件に該当しないとき、だそうです。 つまり容疑事実はあってもEEZ内無断海洋調査が武力行使事実とは認められず、因果関係の証明が出来なかった。となるのかな。 ・平成22年民主党政権時。平成19年の時よりも明確な中国の侵略行為ですが、外患予備及び陰謀罪にも関わらず不起訴、「嫌疑なし」。 因みに「嫌疑なし」の単語を調べたら→検察の捜査の結果、容疑者に対する犯罪の疑いが晴れたとき、だそうです。 容疑が晴れた、つまり無罪だったので因果関係の証明が出来なかった。武力行使の事実有無以前の話ですね。 この時は明確な侵略行為にも関わらず、船長釈放の場合と同じ政治的判断により、無罪で不起訴、だったのかな。 「1484 2017/1/17アラカルト」に於けるひよわな、長州人。さんのご考察通りかもです。 以上、あくまで仮定ですが。 告発状記載の外患誘致罪に於ける武力行使の国会の見解は平成25年時ですから、それ以前のこの二つの年の受理時よりも、現在は適用と運用はハードルが低いと考えられます。 しかも現在は三カ国共に紛争当事国と成っています。 だから理由書にある『かなり具体的な外国からの武力行使(戦闘行為)の事実(もしくは武力行使しようとした事実)』の『事実』は満たしています。 そして発言等のみの犯罪『事実』ですが、安倍さん政権下の今、上記民主時代の様な政治的判断が入る隙はなさそうです。 ですがそれでも検察側はあえて指摘してきました。 「その法意はいかなる事態においても国家の存立と国民の安全と平和を守る」を超えても、被告発人側は外患罪適用を逃れる為に『表現の自由』を持ち出してくる、と。 もしかしたら検察官さんもその事を、身を以ってご存じなのかもしれません。	コメント先	投稿日時
作成者	コメント	コメント先	投稿日時

☐ 作成者	コメント	コメント先	投稿日時
	だから国会見解の外患罪における武力行使自体はお認めになっても、現状は外患罪が適用される状態ではない、と返戻なさったのかな。 『表現の自由』を退けるレベルの証拠を用意しないと、(起訴出来る案件があっても)まだ何も出来ません、適用下と認めてしまうと、起訴出来る案件は起訴しなきゃ成らなくなるからって。 少しの隙も見せられないって事なのかな。被告発人側の事をきっと良くご存知なだけに。ご自身やご家族、大切な方達の命を危険に晒すレベルでの。 そして後段内容に『証明』の単語を使った理由は。裁判官に合理的な疑いを差し挟まない程度に真実らしいと確信を抱かせる状態に達するべく、因果関係の証拠を提出したいから。 そしてそれが『証明』出来れば、それを含めた全ての構成要件事実&証拠の『疎明』も裁判官に出来る。起訴を否定していない。 因みに他の方の告訴・告発状返戻理由書やそれを転載した内容をネットで12件読みました。 ですが今回の内容と酷似はしていても『疎明』『証明』の法律用語を使ったものは見た限り、一つもありませんでした。 理由書の解釈は以上になります。 今回の返送ですが、一見失礼な諸々内容での返送は、実は通常返戻理由書を装った身の安全用力モフラージュも含めた、意図的なものだった。そしてその真意の一つは『表現の自由』をクリア出来れば起訴出来ることを否定していない、と捉えました。 あくまで検察側が国民の意思表示を添えた告発状の重みを受け止めた結果の善意の返送が前提の考え方で す。 大和会会長さんの単独告発状は横浜地検から返送時に不受理返戻理由書はなかったけども、国民の意思表示である委任状を付けた告発状は、東京地検は色々失礼だったとは云え理由書を付けて返送して来ました。 東京地検は意思表示をして来た。しかも『疎明』『証明』の法律用語を組み込んで。自分はここに検察官さんの誠意を見ました。そして「1462 返戻書類の比較」でのKaliburaさんのご考察を読み、本物との思いに至りました。 そして受理を促し、検察官が裁判官に『表現の自由』を退ける『証明』及び『疎明』をするための証拠提出には、検察ではなく先ずは警察へ告発状提出はどうなんだろう？と思い、もしかして検察側の真の意図は、先ず司法警察員に告発状を提出して下さい、だったのかな？と思いました。 告訴告発に関する他ブログを幾つか読み、あくまで通常の刑事事件での話ですが気に成ることが以下二つありました。↓ ・ある統計によると、一端受理されれば、検察官への直告よりも司法警察員への告訴告発の方が起訴に成る可能性はるかに高い。		
☐ 作成者	コメント	コメント先	投稿日時

作成者	コメント 理由は、検察官が司法警察員から送致・送検される事件に比べ、直告捜査にかなり消極的で通り一遍の捜査で処分を決めてしまうこと。 検察官に対する直告の起訴率が高くなると警察を飛び越えて検察官へ直告する事件が増える、そう成ると検察の独自捜査に支障が生じること。 検察官の機動捜査能力が低いこと等がある。 ・警察が告訴状告発状を受理しない場合は、都道府県警察本部又は警視庁の監察室か都道府県公安委員会に事情を説明して告訴告発の受理を促す方法もある(こちらは後述しました)。 それから「1146 告訴告発事件取り扱い要綱の復習と確認」を読んでも警察の方が良いのかな？と。 気に成ったのは。↓ 『第6 告訴等の受理』の「1.受理」で、「管轄区域内の事件であるかどうかを問わず、受理判断し、受理するものとする。」 つまり受理義務がある。(調べましたが検察官には、この受理義務の規範みたいなものはありませんでした。自分のググり不足かも知れませんが。) 『第7 告訴等を前提とした相談があった場合の措置』の「(3)」で、「捜査の端緒その他捜査情報となり得るものは、必要に応じて他の課に通報するなど適切な措置を執ること。」 他の課には公安警察とかも含まれるのかな？とか。 『第8 告訴事件等の処理』の「1.処理手続」の(イ)で、「受理し、又は移送を受けた場合は、当該事件を早期に検討し、問題点を的確に把握するとともに、迅速かつ適正に処理し、速やかに関係書類及び証拠物を検察官に送付すること。」 の、受理後の処理を始め、司法警察員から検察官に書類や証拠送付の内容諸々とか(外患罪は時効がないから時効に関してはよく判りませんが)。 「2.移送」で、「次に掲げる事項に該当すれば他の都道府県警察又は県内の他の警察署に移送。」とか。 (余命さん側が東京地検に送付したのもそう云う理由がありましたね。) ↑とにかく最後まで読んで警察に届け出るのも良さげ？と思いました。 それから一応ですが、上記要綱の第2・準拠にもありました国家公安委員会規則の「犯罪捜査規範」から。 ↓ 「犯罪捜査規範 第二章 捜査の端緒 第二節 告訴、告発および自首 (告訴、告発および自首の受理) 第六十三条 司法警察員たる警察官は、告訴、告発または自首をする者があつたときは、管轄区域内の事件であるかどうかを問わず、この節に定めるところにより、これを受理しなければならない。 2 司法巡査たる警察官は、告訴、告発または自首をする者があつたときは、直ちに、これを司法警察員たる	コメント先 投稿日時
作成者	コメント	コメント先 投稿日時

作成者	コメント 警察官に移さなければならない。」との受理義務がありました。 とにかく一端受理したら、司法警察員は速やかに事件の書類と証拠品を検察官に必ず送付すること、と「刑事訴訟法」にもあります。↓ 「刑事訴訟法 第二百四十二条 司法警察員は、告訴又は告発を受けたときは、速やかにこれに関する書類及び証拠物を検察官に送付しなければならない。」 同じく「刑事訴訟法」で検察官には起訴・不起訴の通知義務と、請求があった場合の不起訴理由の告知義務があります。↓ 「刑事訴訟法 第二百六十条 検察官は、告訴、告発又は請求のあつた事件について、公訴を提起し、又はこれを提起しない処分をしたときは、速やかにその旨を告訴人、告発人又は請求人に通知しなければならない。公訴を取り消し、又は事件を他の検察庁の検察官に送致したときも、同様である。」 「刑事訴訟法 第二百六十一条 検察官は、告訴、告発又は請求のあつた事件について公訴を提起しない処分をした場合において、告訴人、告発人又は請求人の請求があるときは、速やかに告訴人、告発人又は請求人にその理由を告げなければならない。」 1起訴・不起訴の連絡も検察官から直接来ますし、不起訴になったら問い合わせ出来ますし。 あともし義務があるにも関わらず、警察が受理してくれなかったら「警察法」により、都道府県公安委員会に告発受理の催促を促せます。↓ 「警察法 第七章 雑則より (苦情の申出等) 第七十九条 都道府県警察の職員の職務執行について苦情がある者は、都道府県公安委員会に対し、国家公安委員会規則で定める手続に従い、文書により苦情の申出をすることができる。 2 都道府県公安委員会は、前項の申出があつたときは、法令又は条例の規定に基づきこれを誠実に処理し、処理の結果を文書により申出者に通知しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 一 申出が都道府県警察の事務の適正な遂行を妨げる目的で行われたと認められるとき。 二 申出者の所在が不明であるとき。 三 申出者が他の者と共同で苦情の申出を行つたと認められる場合において、当該他の者に当該苦情に係る処理の結果を通知したとき。」	コメント先 投稿日時

作成者	コメント	コメント先	投稿日時
--------------------------------------	-----------------	------------------	-----------------

作成者	コメント さらに。上記苦情の申出は国家公安委員会規則の「苦情の申出の手続に関する規則」に管理されていました。↓ 「苦情の申出の手続に関する規則 (趣旨) 第一条 この規則は、警察法 (以下「法」という。)第七十九条の規定による都道府県警察の職員の職務執行についての苦情の申出(以下「苦情申出」という。)の手続に関し必要な事項を定めるものとする。 (苦情申出書の提出) 第二条 苦情申出を行おうとする者(以下「申出者」という。)は、次の各号に掲げる事項を記載した文書(以下「苦情申出書」という。)に署名又は押印をしてこれを提出するものとする。 一 申出者の氏名、住所及び電話番号 二 申出者が住所以外の連絡先への処理の結果の通知を求める場合には、当該連絡先の名称、住所及び電話番号 三 苦情申出の原因たる職務執行の日時及び場所、当該職務執行に係る警察職員の執務の態様その他の事実の概要 四 苦情申出の原因たる職務執行により申出者が受けた具体的な不利益の内容又は当該職務執行に係る警察職員の執務の態様に対する不満の内容」。 (以上全てe-Govより) たぬきさんご投稿の「第183回国会法務委員会 第18号」の引用元を読みました。 気に成った箇所だけを以下抜粋します。↓ 「○西田委員 ありがとうございます。 いわゆる私人による告発のみという状況だというふうに理解いたします。つまり、いわゆる司法警察が捜査をして送致をした案件はこれまでないということでございます。(中略) つまり、武力行使の事実はあるけれども、外国と通謀したという形跡はないので捜査はしなかったということになるのでしょうか。その辺、いかがお考えでしょうか。 ○稲田政府参考人 ただいまのお尋ねが、警察から検察庁に対して送致がなかったかということについてのことでありますれば、事実としてはなかったのは、先ほど申し上げましたように過去五年間ないんですけれども、ただ、どういう理由で警察が捜査をせず送致されなかったのかということにつきましては、私どもの方で承知するところではございませんので、お答えすることはできないということを御理解いただきたいと思います。 ○西田委員 早くも質問時間が終了してしまいましたが、殺人が起こってから捜査をするいわゆる一般の殺人事件と違って、外患誘致罪というのは常日ごろから捜査員を張りつけておかねばならないものでございます。根本的に違うわけでございますので、日ごろから捜査を	コメント先 投稿日時
作成者	コメント	コメント先 投稿日時

☐	作成者	コメント	コメント先	投稿日時
		しているのかしていないのか、これが非常に大事になってくると思います。」(抜粋終わり) 以上を読んで司法警察の捜査の効果、そして公安の日頃の情報収集が正に「外患誘致罪というのは常日ごろから捜査員を張りつけておかなければならない」に当たるのかな？と思いました。 それから通常、刑事事件の告訴告発は事件が起きた管轄の警察署なり都道府県警なり警視庁なりが本当は成るべく良いそうです。 ですがこの告発は「国家の存立と国民の安全と平和」が懸かっている外患誘致罪。事件が起きた管轄は日本国。 だから警察へ国民の意思表示である告発状を届けるのなら公安部を抱える警視庁、もしくは国家公安委員会管理の元の警察庁のどちらかかな？と思いました。 そして今度は警察の意思表示を待ってみよう。 そう思いました。 そして何故余命さんが今回「返戻理由書の内容についてどこが間違っているかのテスト」を私達に出されたかの答えですが。 返戻理由書の意思表示による検察官さんの声を潰さないためにも余命さんは、余命さんご自身が明確で確実な答えをご存知でもあえて、私達が検察官さんの考え、お心に触れるきっかけを「返戻理由書の内容についてどこが間違っているかのテスト」として与えてくれたんだな、と思いました。 日本人みんなで考えましょう、って。 以上で余命さんの「返戻理由書の内容についてどこが間違っているかのテスト」再考の答えです。 長く成り申し訳ございませんでした。全て間違いかもです。申し訳ございません。 余命さんまたはスタッフさんに読んで頂けたのなら本望です。 いつもありがとうございます。 (四季の移ろい)		

☐ 作成者	コメント	コメント先	投稿日時
☐ 四季の移ろい 6 が承認 earth.a.d-wolfsblood-greenhill@docomo.ne.jp 1.75.234.141	余命さん、スタッフのみなさん、 スパムチェック待ち ここにちは。 余命さんのテストに対する自分の答え、やっぱり間違えてたみたいです。 折角余命さんが、三力国共に紛争当事国決定なのにも関わらず検察はこれを認めていない、とお書きに成っていたのに、自分の考えに凝り固まっていました。 やっぱ『表現の自由』が指し示す先は、発言等のみの犯罪事実の場合は被告発人側が『表現の自由』を持ち出して外患罪適用を逃れる恐れがある、って解釈の方だったのですね。 でも『疎明』と『証明』はやっぱり検察官さんの誠意だと考えますし、余命さんもそれを私達読者が自ら気付く様にテストをお出しに成った、その考えは変わらないのです。...でもそれも間違いなのかな？それに外患罪適用下を否定しながら誠意？何だかまた判らなく成る...でももしあえて否定したって場合は？うーむ。 しかし。あんなに日数あったのに...結局締め切り守れなかった不出来な読者ですけど、もう一回考えて良いでしょうか...？そんなに時間掛からないとは思いますが...。それに締め切り過ぎてもズルズル引き摺るバカタレは余命さん超嫌いそう。すみません...。あと最低一回は投稿致します。でももう自分、余命さんの信用失ったぽい泣w スタッフのみなさんごめんなさい。 お手数おかけ致します。 (四季の移ろい)	1332 東京地検の回答 投稿を表示 0 58	2017年1月20日 6:48 AM
☐ 四季の移ろい 6 が承認 earth.a.d-wolfsblood-greenhill@docomo.ne.jp 1.75.234.141	余命さん、スタッフのみなさん、 スパムチェック待ち ここにちは。 今回は約600字を凄まじく超えました。申し訳ございません。 余命さんの「返戻理由書の内容についてどこが間違っているかのテスト」再考致しました。と言っても今回は真ん中？辺り、中国公船の『表現の自由』云々の所にちょっと足しただけです。 「証明とは→合理的な疑いを差し挟まない程度に真実らしいと裁判官に確信を抱かせること。またこの状態に達するべく証拠を提出する当事者の行為。疎明とは→証明より低く、一応確からしいとの推測を裁判官が得た状態、またそれに達するよう証拠を提出する当事者の行為。」(コトバンクより) 返戻理由書の内容解釈です。 まず前段ですが。 『捜査機関に対し犯罪事実を申告して捜査及び犯人の処罰を求める場合』→申告事実を元に犯罪を成立させて処罰を与えたいのなら、『刑罰法令が定める構成要件に該当する事実を具体的に特定し、かつ、その事実を具体的な証拠によって』裁判官に『疎明していただく必要がある』。 つまり犯罪成立の為に検察官が裁判官に『疎明』をす	1332 東京地検の回答 投稿を表示 0 58	2017年1月19日 9:19 PM
☐ 作成者	コメント	コメント先	投稿日時

作成者	コメント るには、さらなる具体的な構成要件事実&その証拠が必要、と告発人に求めて来た。 『疎明』を使った理由は。 一応確からしいとの推測を裁判官が得た状態に達するよう、構成要件事実&その証拠を提出したいから。 で、なぜ証明より低い『疎明』なのか。 本来なら余命さん側が出した『単なる事実の申告のみ』だけで争いようがない位疑問の余地がなくて、確からしいの推測に達してはいる。 だけど今回検察側は後段の理由により『単なる事実の申告のみでは足りず』と判断した。 だからその後段の理由も含めて構成要件事実&その証拠を出して欲しい。 そうすれば構成要件事実&証拠全てが検察側が考える『疎明』レベルに達して起訴出来る。 起訴を否定していない。 続いて後段です。 検察官さんも外患誘致罪の適用と運用に於ける国会の見解自体は否定していないと思いました。 告発状にも記載されている「例えば我が国の領土の一部に外国の軍隊を不法に侵入させたときもこれに当たるというふうに解されている」を、理由書の『(もしくは武力行使しようとした)』の箇所で認めています。 だから『外国からの武力行使(戦闘行為)の事実(もしくは武力行使しようとした事実)』の『事実』を省いた文章は、外国軍からの戦闘行為もしくは外国軍が日本の領土の一部に不法侵入し戦闘行為をしようとした、と読みました。 で、後段の解釈ですが。 『また外患誘致罪とは憲法で保障されている表現の自由との兼ね合いにより』→外患誘致罪と表現の自由との兼ね合い(バランス)を考えると、『予備や未遂についても発言等のみを捉えて適用するような犯罪ではなく』→予備や未遂罪でも発言等のみの犯罪に適用は難しい。 『更には犯罪事実から導かれた』→だから発言等のみの犯罪事実から発生した『かなり具体的な外国からの武力行使(戦闘行為)の事実(もしくは武力行使しようとした事実)との』→かなり具体的な外国軍からの戦闘行為の事実、もしくは外国軍が日本の領土の一部に不法侵入し戦闘行為をしようとした事実との『因果関係の証明が』裁判官に『必要となります』。 つまり外患罪を発言等のみの犯罪に適用しようにも、国会見解による『かなり具体的な』武力行使の『事実』が無いと、外患誘致どころか未遂罪や予備、陰謀罪も『表現の自由』を根拠に適用を逃れてしまう。 だからその『事実』があれば『表現の自由』を退けて、犯罪行為と結果との『因果関係』の証明が裁判官に出来る。 で、その『事実』ですが中国の事かなと思いました。 韓国は軍事訓練で竹島に上陸。北朝鮮は日本人拉致、	コメント先 投稿日時
作成者	コメント	コメント先 投稿日時

作成者	コメント	コメント先	投稿日時
	そしてSLBM発射と云う武力を用いて日本の防空識別圏内の海域に落下させました。共にかかなり具体的な戦闘行為をしようとした事実です。 あとは中国の武力による、「我が国の領土の一部」占領の『事実』が条件に必要なのかな、と。 尖閣諸島における日本の領海への侵入ではなく、たとえばですが中国漁船の武装民兵の尖閣上陸の事実です。尖閣上陸は「我が国の領土の一部に外国の軍隊を不法に侵入させた」事になります。 明確な戦闘行為をしようとした事実があれば『表現の自由』を使って法適用を逃れる事も出来なくなると思いました。 平成19年と平成22年に外患罪受理との事、それぞれの年の出来事をググりました。大きい出来事を見つけたのは両方とも日中、尖閣諸島の件でした。 ・平成19年。外患誘致罪で5件受理、罪とならず不起訴。 →2月5日に中国海洋調査船が尖閣諸島の魚釣島付近の日本のEEZ内で、事前通報も無く無断で海洋調査。日本政府が抗議するも、中国政府は尖閣諸島は中国固有の領土と主張。 ・平成22年。外患予備及び陰謀罪で2件受理、嫌疑なしで不起訴。 →9月7日に尖閣諸島中国漁船衝突事件。中国漁船が領海で違法操業、退去を命じた海上保安庁巡視船への衝突。 この時も中国政府は尖閣諸島は中国固有の領土と主張した上、公務執行妨害で逮捕された中国船船長の釈放を要求。 民主党政権下で起きたこの事件、表向きは検察当局の(政治的)判断との事で船長を釈放してましたね。 もしもですが、外患罪受理が両年とも中国案件だったら、と仮定しました。 ・平成19年の第一次安倍政権時。EEZ内の無断海洋調査、と武力行使事実には弱い？成らない？わりに外患誘致罪受理。でも不起訴、「罪とならず」。 因みに「罪とならず」の単語を調べたら→検察の捜査の結果、容疑事実が犯罪構成要件に該当しないとき、だそうです。 つまり容疑事実があってもEEZ内無断海洋調査が武力行使事実とは認められず、因果関係の証明が出来なかった。となるのかな。 ・平成22年民主党政権時。平成19年の時よりも明確な中国の侵略行為ですが、外患予備及び陰謀罪にも関わらず不起訴、「嫌疑なし」。 因みに「嫌疑なし」の単語を調べたら→検察の捜査の結果、容疑者に対する犯罪の疑いが晴れたとき、だそうです。 容疑が晴れたので因果関係の証明が出来なかった。武力行使の事実有無以前の話ですね。 だからこんな明確な侵略行為にも関わらず不起訴？もしかしてこれも政治的判断が絡んだのかな。 ...以上はあくまで仮定です。すみません。		
作成者	コメント	コメント先	投稿日時

作成者	コメント 告発状記載の外患誘致罪に於ける武力行使の国会の見解は平成25年時ですから、それ以前のこの二つの年の受理時よりも、現在は適用と運用はハードルが低いと考えられます。 それでも昨年8月にあった中国海警局武装公船の領海侵入の場合も、たとえばもし無害航行、無害通航だと判断されてしまった場合、万が一検察が受理をしたとしてもやっぱり起訴は難しいのかな、と思いました。 そして検察官さんも平成19年＆平成22年の外患罪受理前例を踏まえた上での今回の返戻理由、と考えると...やっぱり中国事案の武力行使の解釈を懸念？なさっているのかな、と思いました。 領海侵入は武力行使事実では無く無害航行、無害通航と云う『表現の自由』。 「1324 外患罪と尖閣漁船事件」の最後、安倍さん現政権下での、やみ指揮権発動に関する質疑応答は「平成25年4月23日」。 外患罪における武力行使の国会見解は「平成25年5月29日」。 竹島上陸軍事訓練占拠が「平成25年10月15日」。 日付を見ると凄い流れですね。 そして安倍さん政権下の今は、民主時代の様な政治的判断が入る隙はなさそうです。だからあとは国会見解による中国の明確な武力行使があれば、外患罪一括起訴も可能ってことなののでしょうか。安倍さんは最終的に中国の尖閣上陸まで見据えた上で外患罪を利用しての一括処理を狙っているから、をこの流れにも見て良いのかな。 そして後段内容に『証明』の単語を使った理由は。 裁判官に合理的な疑いを差し挟まない程度に真実らしいと確信を抱かせる状態に達するべく、発言等のみの犯罪と国会見解の武力行使事実との因果関係を提出したいから。 で、何故疎明より高い意味の『証明』なのかは、表現の自由で適用を逃れられないレベルでの国会見解の武力行使の事実が無いと起訴は難しいから。 でもそれを裁判官に『証明』出来れば、それを含めた構成要件事実＆証拠全ての『疎明』も裁判官に出来る。 起訴を否定していない。 因みに他の方の告訴・告発状返戻理由書やそれを転載した内容をネットで12件読みました。 ですが今回の内容と酷似はしていても『疎明』『証明』の法律用語を使ったものは見た限り、一つもありませんでした。 理由書の解釈は以上になります。強引な所もあると思いますし全て間違えているかもです。こんがらがりました。 今回の返送ですが、一見失礼な理由内容での返送は、実は通常返戻理由書を装った身の安全用力モフラージュ？も含めた、意図的なものだった、そしてその真意の一つは上記の条件さえ満たせば起訴出来ることを否定していない、と捉えました。	コメント先 投稿日時
作成者	コメント	コメント先 投稿日時

作成者	コメント あくまで検察側が国民の意思表示を添えた告発状の重みを受け止めた結果の善意の返送が前提の考え方で す。 大和会会長さんの単独告発状は横浜地検から返送時に不受理返戻理由書はなかったけども、国民の意思表示である委任状を付けた告発状は、東京地検は色々失礼だったとは云え理由書を付けて返送して来ました。 東京地検は意思表示をして来た。しかも『疎明』『証明』の法律用語を組み込んで。自分はここに検察官さんの誠意を見ました。そして「1462 返戻書類の比較」でのKaliburaさんのご考察を読み、本物との思いに至りました。 だから理由書で意思表示をなさった検察官さん側も、裁判の迅速化などの法整備と共に、中国南北朝鮮案件一括処理を考えているのかなと思いました。 それから受理を促し検察官が裁判官に『証明』『疎明』をするための構成要件事実の更なる具体的な証拠特定の為に、検察ではなくまずは警察へ告発状提出はどうなんだろう？と思い、もしかして検察側の真の意図は先ず司法警察員に提出して下さい、だったのかな？と思いました。 告訴告発に関する他ブログを幾つか読み、あくまで通常の刑事事件での話ですが気に成ることが以下二つありました。↓ ・ある統計によると、一端受理されれば、検察官への直告よりも司法警察員への告訴告発の方が起訴に成る可能性はるかに高い。 理由は、検察官が司法警察員から送致・送検される事件に比べ、直告捜査にかなり消極的で通り一遍の捜査で処分を決めてしまうこと。 検察官に対する直告の起訴率が高くなると警察を飛び越えて検察官へ直告する事件が増える、そう成ると検察の独自捜査に支障が生じること。 検察官の機動捜査能力が低いこと等がある。 ・警察が告訴状告発状を受理しない場合は、都道府県警察本部又は警視庁の監察室か都道府県公安委員会に事情を説明して告訴告発の受理を促す方法もある(こちらは後述しました。) ↑これらを読んだらやっぱり警察？と。 それから『1146 告訴告発事件取り扱い要綱の復習と確認』を読んでも警察の方が良いのかな？と。 気に成ったのは。↓ 『第6 告訴等の受理』の「1.受理」で、「管轄区域内の事件であるかどうかを問わず、受理判断し、受理するものとする。」 つまり受理義務がある。(調べましたが検察官には、この受理義務の規範みたいなものはありませんでした。自分のググり不足かも知れませんが。) 『第7 告訴等を前提とした相談があった場合の措置』の「(3)」で、「捜査の端緒その他捜査情報となり得るものは、必要に応じて他の課に通報するなど適切な措置を執ること。」 他の課には公安警察とかも含まれるのかな？とか。 『第8 告訴事件等の処理』の「1.処理手続」の(イ)	コメント先	投稿日時
作成者	コメント	コメント先	投稿日時

作成者	コメント で、「受理し、又は移送を受けた場合は、当該事件を早期に検討し、問題点を的確に把握するとともに、迅速かつ適正に処理し、速やかに関係書類及び証拠物を検察官に送付すること。」 の、受理後の処理を始め、司法警察員から検察官に書類や証拠送付の内容諸々とか(外患罪は時効がないから時効に関してはよく判りませんが)。 「2.移送」で、「次に掲げる事項に該当すれば他の都道府県警察又は県内の他の警察署に移送。」とか。 (余命さん側が東京地検に送付したのもそう云う理由がありましたね。) ↑とにかく最後まで読んで警察に届け出るのも良さげ?と思いました。 それから一応ですが、上記要綱の第2 準拠にもありました国家公安委員会規則の「犯罪捜査規範」から。↓ 「犯罪捜査規範 第二章 捜査の端緒 第二節 告訴、告発および自首 (告訴、告発および自首の受理) 第六十三条 司法警察員たる警察官は、告訴、告発または自首をする者があつたときは、管轄区域内の事件であるかどうかを問わず、この節に定めるところにより、これを受理しなければならない。 2 司法巡査たる警察官は、告訴、告発または自首をする者があつたときは、直ちに、これを司法警察員たる警察官に移さなければならない。」 との受理義務がありました。 とにかく一端受理したら、司法警察員は速やかに事件の書類と証拠品を検察官に必ず送付すること、と「刑事訴訟法」にもあります。↓ 「刑事訴訟法 第二百四十二条 司法警察員は、告訴又は告発を受けたときは、速やかにこれに関する書類及び証拠物を検察官に送付しなければならない。」 同じく「刑事訴訟法」で検察官には起訴・不起訴の通知義務と、請求があつた場合の不起訴理由の告知義務があります。↓ 「刑事訴訟法 第二百六十条 検察官は、告訴、告発又は請求のあつた事件について、公訴を提起し、又はこれを提起しない処分をしたときは、速やかにその旨を告訴人、告発人又は請求人に通知しなければならない。公訴を取り消し、又は事件を他の検察庁の検察官に送致したときも、同様である。」 「刑事訴訟法 第二百六十一条 検察官は、告訴、告発又は請求のあつた事件について公訴を提起しない処分をした場合において、告訴人、告発人又は請求人の請求があるときは、速やかに告訴人、告発人又は請求人にその理由を告げなければならない。」	コメント先 投稿日時
作成者	コメント	コメント先 投稿日時

作成者	コメント 1起訴・不起訴の連絡も検察官から直接来ますし、不起訴になったら問い合わせ出来ますし。 あともし義務があるにも関わらず、警察が受理してくれなかったら「警察法」により、都道府県公安委員会に告発受理の催促を促せます。↓ 「警察法 第七章 雑則より (苦情の申出等) 第七十九条　都道府県警察の職員の職務執行について苦情がある者は、都道府県公安委員会に対し、国家公安委員会規則で定める手続に従い、文書により苦情の申出をすることができる。 2 都道府県公安委員会は、前項の申出があつたときは、法令又は条例の規定に基づきこれを誠実に処理し、処理の結果を文書により申出者に通知しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 一 申出が都道府県警察の事務の適正な遂行を妨げる目的で行われたと認められるとき。 二 申出者の所在が不明であるとき。 三 申出者が他の者と共同で苦情の申出を行つたと認められる場合において、当該他の者に当該苦情に係る処理の結果を通知したとき。」 さらに。上記苦情の申出は国家公安委員会規則の「苦情の申出の手続に関する規則」に管理？されていました。↓ 「苦情の申出の手続に関する規則 (趣旨) 第一条 この規則は、警察法 (以下「法」という。)第七十九条の規定による都道府県警察の職員の職務執行についての苦情の申出(以下「苦情申出」という。)の手続に関し必要な事項を定めるものとする。 (苦情申出書の提出) 第二条　苦情申出を行おうとする者(以下「申出者」という。)は、次の各号に掲げる事項を記載した文書(以下「苦情申出書」という。)に署名又は押印をしてこれを提出するものとする。 一 申出者の氏名、住所及び電話番号 二 申出者が住所以外の連絡先への処理の結果の通知を求める場合には、当該連絡先の名称、住所及び電話番号 三 苦情申出の原因たる職務執行の日時及び場所、当該職務執行に係る警察職員の執務の態様その他の事案の概要 四 苦情申出の原因たる職務執行により申出者が受けた具体的な不利益の内容又は当該職務執行に係る警察職員の執務の態様に対する不満の内容」。 (以上全てe-Govより) たぬきさんご投稿の「第183回国会法務委員会 第18号」の引用元を読みました。 気に成った箇所だけを以下抜粋します。↓	コメント先 投稿日時
作成者	コメント	コメント先 投稿日時

作成者	コメント	コメント先	投稿日時
	「○西田委員 ありがとうございます。 いわゆる私人による告発のみという状況だというふうに理解いたします。つまり、いわゆる司法警察が捜査をして送致をした案件はこれまでにないということでございます。(中略) つまり、武力行使の事実はあるけれども、外国と通謀したという形跡はないので捜査はしなかったということになるのでしょうか。その辺、いかがお考えでしょうか。 ○稲田政府参考人 ただいまのお尋ねが、警察から検察庁に対して送致がなかったかということについてのことでありますれば、事実としてはなかったのは、先ほど申し上げましたように過去五年間ないんですけれども、ただ、どういう理由で警察が捜査をせず送致されなかったのかということにつきましては、私どもの方で承知するところではございませんので、お答えすることはできないということをお断りしたいと思います。 ○西田委員 早くも質問時間が終了してしまいました、殺人が起こってから捜査をするいわゆる一般の殺人事件と違って、外患誘致罪というのは常日ごろから捜査員を張りつけておかねばならないものでございます。根本的に違うわけでございますので、日ごろから捜査をしているのかしていないのか、これが非常に大事になってくると思います。」(抜粋終わり) 以上を読んで司法警察の捜査の効果、そして公安の日頃の情報収集が正に「外患誘致罪というのは常日ごろから捜査員を張りつけておかねばならない」に当たるのかな？と思いました。 それから通常、刑事事件の告訴告発は事件が起きた管轄の警察署なり都道府県警なり警視庁なりが本当は成るべく良いそうです。 ですがこの告発は、国家の存立及び国民の安全と平和が懸かっている外患誘致罪。事件が起きた管轄は日本国。 だから警察へ国民の意思表示である告発状を届けるのなら公安部を抱える警視庁、もしくは国家公安委員会管理の元の警察庁のどちらかかな？と思いました。 そして今度は警察の意思表示を待ってみよう。 そう思いました。 そして何故余命さんが今回「返戻理由書の内容についてどこが間違っているかのテスト」を私達に出されたかの答えですが。 返戻理由書の意思表示による検察官さんの声を潰させないためにも余命さんは、余命さんご自身が明確で確実な答えをご存知でもあえて、私達が検察官さんの考え、お心に触れるきっかけを「返戻理由書の内容についてどこが間違っているかのテスト」として与えてくれたんだな、と思いました。 日本人みんなで考えましょう、って。 以上で余命さんの「返戻理由書の内容についてどこが間違っているかのテスト」再考の答えです。		
作成者	コメント	コメント先	投稿日時

	作成者	コメント	コメント先	投稿日時
		長く成り申し訳ございませんでした。全て間違いかものです。申し訳ございません。 余命さんまたはスタッフさんに読んで頂けたのなら本望です。本当に申し訳ございませんでした。 いつもありがとうございます。 (四季の移ろい)		
四季の移ろい 6 が承認 earth.a.d-wolfsblood-greenhill@docomo.ne.jp 1.75.234.141		余命さん、スタッフのみなさん、スパムチェック待ち こんにちは。 今回は約600字を凄まじく超えました。申し訳ございません。 余命さんの「返戻理由書の内容についてどこが間違っているかのテスト」再考致しました。が、結局今回も内容変わっていません。後半に至っては全く変わっていません。申し訳ございません。 「証明とは→合理的な疑いを差し挟まない程度に真実らしいと裁判官に確信を抱かせること。またこの状態に達するべく証拠を提出する当事者の行為。疎明とは→証明より低く、一応確からしいとの推測を裁判官が得た状態、またそれに達するよう証拠を提出する当事者の行為。」(コトバンクより) 返戻理由書の内容解釈です。 まず前段ですが。 『捜査機関に対し犯罪事実を申告して捜査及び犯人の処罰を求める場合』→申告事実を元に犯罪を成立させて処罰を与えたいのなら、『刑罰法令が定める構成要件に該当する事実を具体的に特定し、かつ、その事実を具体的な証拠によって』裁判官に『疎明していただく必要がある』。 つまり犯罪成立の為に検察官が裁判官に『疎明』をするには、さらなる具体的な構成要件事実&その証拠が必要、と告発人に求めて来た。 『疎明』を使った理由は。 一応確からしいとの推測を裁判官が得た状態に達するよう、構成要件事実&その証拠を提出したいから。 で、なぜ証明より低い『疎明』なのか。 本来なら余命さん側が出した『単なる事実の申告のみ』だけで争いようがない位疑問の余地がなく、確からしいの推測に達してはいる。 だけど今回検察側は後段の理由により『単なる事実の申告のみでは足りず』と判断した。 だからその後段の理由も含めて構成要件事実&その証拠を出して欲しい。 そうすれば構成要件事実&証拠全般が検察側が考える『疎明』レベルに達して起訴出来る。 起訴を否定していない。 続いて後段です。 検察官さんも外患誘致罪の適用と運用に於ける国会の見解自体は否定していないと思いました。 告発状にも記載されている「例えば我が国の領土の一	1332 東京地検の回答 投稿を表示 0 58	2017年1月19日 3:47 PM
	作成者	コメント	コメント先	投稿日時

作成者	コメント 部に外国の軍隊を不法に侵入させたときもこれに当たるといふに解されている」を、理由書の『(もしくは武力行使しようとした)』の箇所で認めています。 だから『外国からの武力行使(戦闘行為)の事実(もしくは武力行使しようとした事実)』の『事実』を省いた文章は、外国軍からの戦闘行為もしくは外国軍が日本の領土の一部に不法侵入し戦闘行為をしようとした、と読みました。 で、後段の解釈ですが。 『また外患誘致罪とは憲法で保障されている表現の自由との兼ね合いにより』→外患誘致罪と表現の自由との兼ね合い(バランス)を考えると、『予備や未遂についても発言等のみを捉えて適用するような犯罪ではなく』→予備や未遂罪でも発言等のみの犯罪に適用は難しい。 『更には犯罪事実から導かれた』→だから発言等のみの犯罪事実から発生した『かなり具体的な外国からの武力行使(戦闘行為)の事実(もしくは武力行使しようとした事実)との』→かなり具体的な外国軍からの戦闘行為の事実、もしくは外国軍が日本の領土の一部に不法侵入し戦闘行為をしようとした事実との『因果関係の証明が』裁判官に『必要となります』。 つまり外患罪を発言等のみの犯罪に適用しようにも、国会見解による『かなり具体的な』武力行使の『事実』が無いと、外患誘致どころか未遂罪や予備、陰謀罪も『表現の自由』を根拠に適用を逃れてしまう。 だからその『事実』があれば『表現の自由』を退けて、犯罪行為と結果との『因果関係』の証明が裁判官に出来る。 で、その『事実』ですが中国の事かなと思いました。 韓国は軍事訓練で竹島に上陸。北朝鮮は日本人拉致、そしてSLBM発射と云う武力を用いて日本の防空識別圏内の海域に落下させました。共にかなり具体的な戦闘行為をしようとした事実です。 あとは中国の武力による、「我が国の領土の一部」占領の『事実』が条件に必要なのかな、と。 尖閣諸島における日本の領海への侵入ではなく、たとえばですが中国漁船の武装民兵の尖閣上陸の事実です。 尖閣上陸は「我が国の領土の一部に外国の軍隊を不法に侵入させた」事になります。 明確な戦闘行為をしようとした事実があれば『表現の自由』を使って法適用を逃れる事も出来なくなると思いました。 平成19年と平成22年に外患罪受理との事、それぞれの年の出来事をググりました。大きい出来事を見つけたのは両方とも日中、尖閣諸島の件でした。 ・平成19年。外患誘致罪で5件受理、罪とならず不起訴。 →2月5日に中国海洋調査船が尖閣諸島の魚釣島付近の日本のEEZ内で、事前通報も無く無断で海洋調査。日本政府が抗議するも、中国政府は尖閣諸島は中国固有の領土と主張。	コメント先	投稿日時
作成者	コメント	コメント先	投稿日時

・平成22年。外患予備及び陰謀罪で2件受理、嫌疑なしで不起訴。
→9月7日に尖閣諸島中国漁船衝突事件。中国漁船が領海で違法操業、退去を命じた海上保安庁巡視船への衝突。
この時も中国政府は尖閣諸島は中国固有の領土と主張した上、公務執行妨害で逮捕された中国船舶長の釈放を要求。
民主党政権下で起きたこの事件、表向きは検察当局(那覇地検、福岡高検、最高検)の(政治的)判断との事で船長を釈放してましたね。

もしもですが、外患罪受理が兩年とも中国案件だったら、と仮定しました。

・平成19年の第一次安倍政権時。EEZ内の無断海洋調査、と武力行使事実には弱い？成らない？わりに外患誘致罪受理。でも「罪とならず」。
因みに「罪とならず」の単語を調べたら→検察の捜査の結果、容疑事実が犯罪構成要件に該当しないとき、だそうです。
つまり容疑事実はあってもEEZ内無断海洋調査が武力行使事実とは認められず、因果関係の証明が出来なかった。となるのかな。

・平成22年民主党政権時。平成19年の時よりも明確な中国の侵略行為ですが、外患予備及び陰謀罪にも関わらず「嫌疑なし」。
因みに「嫌疑なし」の単語を調べたら→検察の捜査の結果、容疑者に対する犯罪の疑いが晴れたとき、だそうです。
容疑が晴れたので因果関係の証明が出来なかった。武力行使の事実有無以前の話ですね。もしかしてこれも政治的判断が絡んだのかな。
...以上はあくまで仮定です。だから実際はよく判らないですけども。すみません。

告発状記載の外患誘致罪に於ける武力行使の国会の見解は平成25年時ですから、それ以前のこの二つの年の受理時よりも、現在は適用と運用はハードルが低いと考えられます。

それでも昨年8月にあった中国海警局武装公船の領海侵入の場合も、たとえばもし無害航行、無害通航だと判断されてしまった場合、万が一検察が受理をしたとしてもやっぱり起訴は難しいのかな、と思いました。
領海侵入は武力行使事実では無く無害航行、無害通航と云う『表現の自由』。

「1324 外患罪と尖閣漁船事件」の最後、安倍さん現政権下での、やみ指揮権発動に関する質疑応答は「平成25年4月23日」。

外患罪における武力行使の国会見解は「平成25年5月29日」。

竹島上陸軍事訓練占拠が「平成25年10月15日」。

日付を見ると凄い流れですね。

そして安倍さん政権下の今は、民主時代の様な政治的判断が入る隙はなさそうです。だからあとは国会見解による中国の明確な武力行使があれば、外患罪一括起訴も可能ってことなののでしょうか。安倍さんは最終的

作成者	コメント	コメント先	投稿日時
	に中国の尖閣上陸まで見据えた上で外患罪を利用しての一括処理を狙っているから、をこの流れにも見て良いのかな。 そして後段内容に『証明』の単語を使った理由は。裁判官に合理的な疑いを差し挟まない程度に真実らしいと確信を抱かせる状態に達するべく、因果関係を提出したいから。 で、何故疎明より高い意味の『証明』なのかは、表現の自由で適用を逃れられないレベルでの国会見解の武力行使の事実が無いと起訴は難しいから。 でもそれを裁判官に『証明』出来れば、それを含めた構成要件事実&証拠全ての『疎明』も裁判官に出来る。 起訴を否定していない。 因みに他の方の告訴・告発状返戻理由書やそれを転載した内容をネットで12件読みました。 ですが今回の内容と酷似はしていても『疎明』『証明』の法律用語を使ったものは見た限り、一つもありませんでした。 理由書の解釈は以上になります。強引な所もあると思いますし何もかも間違えているかもです。書いていてこんがらがりました。 今回の返送ですが、受付印に番号に担当無しに一見失礼な理由内容での返送は、実は通常返戻理由書を装った身の安全用力モフラージュ？も含めた、意図的なものだった、そしてその真意の一つは上記の条件さえ満たせば起訴出来ることを否定していない、と捉えました。 あくまで検察側が国民の意思表示を添えた告発状の重みを受け止めた結果の善意の返送が前提の考え方です。 大和会会長さんの単独告発状は横浜地検から返送時に不受理返戻理由書はなかったけども、国民の意思表示である委任状を付けた告発状は、東京地検は色々失礼だったとは云え理由書を付けて返送して来ました。 東京地検は意思表示をして来た。しかも『疎明』『証明』の法律用語を組み込んで。自分はここに検察官さんの誠意を見ました。そして「1462 返戻書類の比較」でのKaliburaさんのご考察を読み、本物との思いに至りました。 だから理由書で意思表示をなさった検察官さん側も、裁判の迅速化などの法整備と共に、中国南北朝鮮案件一括処理を考えているのかなと思いました。同じ日本人ですものね。 それから受理を促し検察官が裁判官に『証明』『疎明』をするための構成要件事実の更なる具体的な証拠特定の為に、検察ではなく先ずは警察へ告発状提出はどうなんだろう？と思い、もしかして検察側の真の意図は司法警察員に提出して下さい、だったのかな？と思いました。 告訴告発に関する他ブログを幾つか読み、あくまで通常の刑事事件での話ですが気に成ることが以下二つありました。↓		
作成者	コメント	コメント先	投稿日時

作成者	コメント ・ある統計によると、一端受理されれば、検察官への直告よりも司法警察員への告訴告発の方が起訴に成る可能性はるかに高い。 理由は、検察官が司法警察員から送致・送検される事件に比べ、直告捜査にかなり消極的で通り一遍の捜査で処分を決めてしまうこと。 検察官に対する直告の起訴率が高くなると警察を飛び越えて検察官へ直告する事件が増える、そう成ると検察の独自捜査に支障が生じること。 検察官の機動捜査能力が低いこと等がある。 ・警察が告訴状告発状を受理しない場合は、都道府県警察本部又は警視庁の監察室か都道府県公安委員会に事情を説明して告訴告発の受理を促す方法もある(こちらは後述しました。) ↑これらを読んだらやっぱり警察？と。 それから『1146 告訴告発事件取り扱い要綱の復習と確認』を読んでも警察の方が良いのかな？と。 気に成ったのは。↓ 『第6 告訴等の受理』の「1.受理」で、「管轄区域内の事件であるかどうかを問わず、受理判断し、受理するものとする。」 つまり受理義務がある。(調べましたが検察官には、この受理義務の規範みたいなものはありませんでした。自分のググり不足かも知れませんが。) 『第7 告訴等を前提とした相談があった場合の措置』の「(3)」で、「捜査の端緒その他捜査情報となり得るものは、必要に応じて他の課に通報するなど適切な措置を執ること。」 他の課には公安警察とかも含まれるのかな？とか。 『第8 告訴事件等の処理』の「1.処理手続」の(イ)で、「受理し、又は移送を受けた場合は、当該事件を早期に検討し、問題点を的確に把握するとともに、迅速かつ適正に処理し、速やかに関係書類及び証拠物を検察官に送付すること。」 の、受理後の処理を始め、司法警察員から検察官に書類や証拠送付の内容諸々とか(外患罪は時効がないから時効に関してはよく判りませんが)。 「2.移送」で、「次に掲げる事項に該当すれば他の都道府県警察又は県内の他の警察署に移送。」とか。 (余命さん側が東京地検に送付したのもそう云う理由がありましたね。) ↑とにかく最後まで読んで警察に届け出るのも良さげ？と思いました。 それから一応ですが、上記要綱の第2 準拠にもありました国家公安委員会規則の「犯罪捜査規範」から。↓ 「犯罪捜査規範 第二章 捜査の端緒 第二節 告訴、告発および自首 (告訴、告発および自首の受理) 第六十三条 司法警察員たる警察官は、告訴、告発または自首をする者があつたときは、管轄区域内の事件であるかどうかを問わず、この節に定めるところにより、これを受理しなければならない。	コメント先 投稿日時
--------------------------------------	--	--

作成者	コメント 2 司法巡査たる警察官は、告訴、告発または自首をする者があつたときは、直ちに、これを司法警察員たる警察官に移さなければならない。」との受理義務がありました。 とにかく一端受理したら、司法警察員は速やかに事件の書類と証拠品を検察官に必ず送付すること、と「刑事訴訟法」にもあります。↓ 「刑事訴訟法 第二百四十二条 司法警察員は、告訴又は告発を受けたときは、速やかにこれに関する書類及び証拠物を検察官に送付しなければならない。」 同じく「刑事訴訟法」で検察官には起訴・不起訴の通知義務と、請求があつた場合の不起訴理由の告知義務があります。↓ 「刑事訴訟法 第二百六十条 検察官は、告訴、告発又は請求のあつた事件について、公訴を提起し、又はこれを提起しない処分をしたときは、速やかにその旨を告訴人、告発人又は請求人に通知しなければならない。公訴を取り消し、又は事件を他の検察庁の検察官に送致したときも、同様である。」 「刑事訴訟法 第二百六十一条 検察官は、告訴、告発又は請求のあつた事件について公訴を提起しない処分をした場合において、告訴人、告発人又は請求人の請求があるときは、速やかに告訴人、告発人又は請求人にその理由を告げなければならない。」 1起訴・不起訴の連絡も検察官から直接来ますし、不起訴になったら問い合わせ出来ますし。 あともし義務があるにも関わらず、警察が受理してくれなかったら「警察法」により、都道府県公安委員会に告発受理の催促を促せます。↓ 「警察法 第七章 雑則より (苦情の申出等) 第七十九条 都道府県警察の職員の職務執行について苦情がある者は、都道府県公安委員会に対し、国家公安委員会規則で定める手続に従い、文書により苦情の申出をすることができる。 2 都道府県公安委員会は、前項の申出があつたときは、法令又は条例の規定に基づきこれを誠実に処理し、処理の結果を文書により申出者に通知しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 一 申出が都道府県警察の事務の適正な遂行を妨げる目的で行われたと認められるとき。 二 申出者の所在が不明であるとき。 三 申出者が他の者と共同で苦情の申出を行つたと認められる場合において、当該他の者に当該苦情に係る処理の結果を通知したとき。」	コメント先 投稿日時
作成者	コメント	コメント先 投稿日時

作成者	コメント さらに。上記苦情の申出は国家公安委員会規則の「苦情の申出の手続に関する規則」に管理？されていました。↓ 「苦情の申出の手続に関する規則 (趣旨) 第一条 この規則は、警察法 (以下「法」という。)第七十九条の規定による都道府県警察の職員の職務執行についての苦情の申出(以下「苦情申出」という。)の手続に関し必要な事項を定めるものとする。 (苦情申出書の提出) 第二条 苦情申出を行おうとする者(以下「申出者」という。)は、次の各号に掲げる事項を記載した文書(以下「苦情申出書」という。)に署名又は押印をしてこれを提出するものとする。 一 申出者の氏名、住所及び電話番号 二 申出者が住所以外の連絡先への処理の結果の通知を求める場合には、当該連絡先の名称、住所及び電話番号 三 苦情申出の原因たる職務執行の日時及び場所、当該職務執行に係る警察職員の執務の態様その他の事実の概要 四 苦情申出の原因たる職務執行により申出者が受けた具体的な不利益の内容又は当該職務執行に係る警察職員の執務の態様に対する不満の内容」。 (以上全てe-Govより) たぬきさんご投稿の「第183回国会法務委員会 第18号」の引用元を読みました。 気に成った箇所だけを以下抜粋します。↓ 「○西田委員 ありがとうございます。 いわゆる私人による告発のみという状況だというふうに理解いたします。つまり、いわゆる司法警察が捜査をして送致をした案件はこれまでないということでございます。(中略) つまり、武力行使の事実はあるけれども、外国と通謀したという形跡はないので捜査はしなかったということになるのでしょうか。その辺、いかがお考えでしょうか。 ○稲田政府参考人 ただいまのお尋ねが、警察から検察庁に対して送致がなかったかということについてのことでありますれば、事実としてはなかったのは、先ほど申し上げましたように過去五年間ないんですけれども、ただ、どういう理由で警察が捜査をせず送致されなかったのかということにつきましては、私どもの方で承知するところではございませんので、お答えすることはできないということを御理解いただきたいと思います。 ○西田委員 早くも質問時間が終了してしまいましたが、殺人が起こってから捜査をするいわゆる一般の殺人事件と違って、外患誘致罪というのは常日ごろから捜査員を張りつけておかねばならないものでございます。根本的に違うわけでございますので、日ごろから捜査を	コメント先 投稿日時
作成者	コメント	コメント先 投稿日時

作成者	コメント	コメント先	投稿日時
	しているのかしていないのか、これが非常に大事になってくると思います。」(抜粋終わり) 以上を読んで司法警察の捜査の効果、そして公安の日頃の情報収集が正に「外患誘致罪というのは常日ごろから捜査員を張りつけておかなければならない」に当たるのかな？と思いました。 それから通常、刑事事件の告訴告発は事件が起きた管轄の警察署なり都道府県警なり警視庁なりが本当は成るべく良いそうです。 ですがこの告発は、国家の存立及び国民の安全と平和が懸かっている外患誘致罪。事件が起きた管轄は日本国。 だから警察へ国民の意思表示である告発状を届けるのなら公安部を抱える警視庁、もしくは国家公安委員会管理の元の警察庁のどちらかかな？と思いました。 そして今度は警察の意思表示を待ってみよう。 そう思いました。 そして何故余命さんが今回「返戻理由書の内容についてどこが間違っているかのテスト」を私達に出されたかの答えですが。 返戻理由書の意思表示による検察官さんの声を潰さないためにも余命さんは、余命さんご自身が明確で確実な答えをご存知でもあえて、私達が検察官さんの考え、お心に触れるきっかけを「返戻理由書の内容についてどこが間違っているかのテスト」として与えてくれたんだな、と思いました。 日本人みんなで考え、共有するべき思いだ、って。 でも...余命さんのお心が深すぎて...自分にはそのお心を読み取る能力が結局ありませんでした。ごめんなさい。 以上で余命さんの「返戻理由書の内容についてどこが間違っているかのテスト」再考の答えです。 長く成り申し訳ございませんでした。つぎはぎだらけですしあちこち強引ですし全て間違いかもです。『表現の自由』の読解力能力不足です。申し訳ございません。 今回のも含めた今までの大量投稿全て、消去なり何なりお手数おかけ致します。余命さんまたはスタッフさんに目を通して頂けたのならそれだけで本望です。本当に申し訳ございませんでした。 いつもありがとうございます。 (四季の移ろい)		
作成者	コメント	コメント先	投稿日時

☐	作成者	コメント	コメント先	投稿日時
☐	四季の移ろい 6 が承認 earth.a.d-wolfsblood-greenhill@docomo.ne.jp 1.75.234.141	スパムチェック待ち 余命さん、スタッフのみなさん、 ごめんなさい。 やっぱり何でも無いです。 ここの所しよつ中投稿してたから慣れてしまったみたいで気軽にしてしまいました。 もうしません(多分...)ので先程のは無視で…。本当に馴れ馴れしく成るのはとても宜しく無いです。ごめんなさい。すみません。謝ってばかり。失礼致しました。 (四季の移ろい)	1332 東京地検の回答 投稿を表示 0 58	2017年1月19 日 1:27 AM
☐	四季の移ろい 6 が承認 earth.a.d-wolfsblood-greenhill@docomo.ne.jp 1.75.234.141	スパムチェック待ち 余命さん、スタッフのみなさん、 こんにちは。 質問ですが、『刑罰法令が定める構成要件』、犯罪成立構成要件ですが、以前ググった時に読んだのが客観的構成要件と主観的構成要件、の二つでした。 ・客観的構成要件→犯罪の「実行行為」と「結果」。 - そしてその「因果関係」。 ・主観的構成要件→犯罪の実行行為が結果に至るであろうとの認識「故意」、またはそれを漠然と認識した「未必の故意」。 今回の返戻理由書には「因果関係」はあっても「故意」の単語が無かった。 だからやっぱり発言犯罪(実行行為)と国会見解の武力行使(結果)が中国含めて完全に揃った時の「因果関係」を検察側は求めているんですよね？ で、中国の武力行使しようとした事実(尖閣上陸)が発生した際の中国事案の人達の証拠を実は余命さん側が出していないからそう成った時に出してと云う事？ それとも警察が持っている証拠を出させるとか捜査してもらう様にやっぱ警察に告発状提出て事？両方？ 警察に告発状提出は自分的勝手に思い込んで確信しているんですけども。それに何よりそれを余命さんがヒントくれてた様な気がして。でも何かまた判らなく成りました…。まーいいや。最後に投稿した内容を一部直すで…。ばにつく。頭悪いから迂回路ばかり。 すみませんでした…。 (四季の移ろい)	1332 東京地検の回答 投稿を表示 0 58	2017年1月19 日 1:12 AM
☐	作成者	コメント	コメント先	投稿日時

☐	作成者	コメント	コメント先	投稿日時
☐	四季の移ろい 6 が承認 earth.a.d-wolfsblood-greenhill@docomo.ne.jp 1.75.234.141	余命さんスタッフのみなさん...。 スパムチェック待ち やっぱり駄目人間です。 >後ほど音の差し入れ○ >後ほど(自分的超元気の出る的)音の差し入れ◎ すみません...。 (四季の移ろい)	1332 東京地検の回答 投稿を表示 0 58	2017年1月18日 7:57 AM
☐	四季の移ろい 6 が承認 earth.a.d-wolfsblood-greenhill@docomo.ne.jp 1.75.234.141	余命さん、スタッフのみなさん、 スパムチェック待ち またまたまた何度もすみません。 質問と言いますか...先日ふと思ったのですが、平成19年及び22年の外患罪受理、「1324 外患罪と尖閣漁船事件」の最後を含めた内容の流れ、それから告発状に記載の外患誘致罪に於ける武力行使の国会答弁、年日付順含めて余命さんが出されたこちらのヒントから思ったのは、安倍さんは韓国軍の竹島武力占領が公と成ることだけで無く、中国の尖閣上陸をも睨んで外患罪的武力行使の国会見解を出されたのかな、って。どうなんだろう？流石に考え過ぎかな？ そもそも先ほどの投稿含めてなんか全て何もかも間違っているかも...判らない。ごちゃごちゃすみません。 あとは余命さんテストの答え投稿でなんとか...。 あ、あと一足早いバレンタインのつもりで後ほど音の差し入れ、一枚致しますね。CDですけども。食べ物じゃ無いから良いですよ☆ お手数おかけ致します。 宜しくお願い致します。 (四季の移ろい)	1332 東京地検の回答 投稿を表示 0 58	2017年1月18日 7:33 AM
☐	四季の移ろい 6 が承認 earth.a.d-wolfsblood-greenhill@docomo.ne.jp 1.75.234.141	余命さんスタッフのみなさん、 スパムチェック待ち めんなさい、もう一つだけ。 余命さん、プレスリーお好きなんですね。本当にたかさんのミュージシャンに影響を与えた方ですよ。まるで余命さんみたい。自分も今度聴いてみます。 それから...何事もいつかは終わる時がくる。そうですね。 どんなことにも二面性は存在する。理解したいことあればしたく無いことだってある。 でもそれもまた人生なんですね。だから生きて行くと面白いのかな。辛いこともいっぱいあるけど。 いつもありがとうございます。 (四季の移ろい)	1332 東京地検の回答 投稿を表示 0 58	2017年1月18日 4:25 AM

作成者	コメント	コメント先	投稿日時
四季の移ろい 6 が承認 earth.a.d-wolfsblood-greenhill@docomo.ne.jp 1.75.234.141	余命さん、スタッフのみなさん、 スパムチェック待ち こんにちは。 質問ですが有田芳生氏と福島瑞穂氏の片方だけの受理ですが、もしかして福島瑞穂氏の方が受理されたのですか？ この方は元々韓国(朝鮮)案件、でも有田芳生氏ってお名前の通り？思想は純粋な共産な方みたいです。そしてやっぱり返戻理由書で誠意を見せて下さった検察側の方は、今後の過程をも含めた完全一括処理を狙っておられるから、(余命さん公開の告発状を読む限り)両名同じ告発内容ながらも福島瑞穂氏だけを受理し、且つあえて日韓紛争を認めることをしなかったのかな？って。 因みに余命さんがタイトルに「事案」で付けている告発はそう言うこと？うーん自分がよく判っていないだけかな…。ごめんなさい。 あと平成19年と22年の外患罪受理内容、投稿なさった皆さんの鋭い考察や「1324 外患罪と尖閣漁船事件」を読むとやっぱり中国案件なのかな、と。 そして恐らくですが既にもう何人もの方が余命さんのテストに対する簡潔で完璧な答えを投稿なさってますよね...自分なんか内容文字量含めてもうとっくに駄目ばいですが、19日の11時59分59秒までに最低一回は文章整理して(短くは無理かな...ごめんなさい泣)投稿致します。心を整理し空っぽにしたくて昨日まで何も読んでいませんでした。今も整理されてませんけどwそれから...余命さんスタッフのみなさんの超果てし無く広いそのお心、なんと言いますか...人間への慈しみ、慈悲を果てし無く感じます。その広く深いお心、きっと日本人への、人間への愛。なんだなって。うーんなんか上手く言えないです。ごめんなさい。 いつもありがとうございます。 (四季の移ろい)	1332 東京地検の回答 投稿を表示 0 58	2017年1月18日 4:18 AM

☐	 四季の移ろい 6 が承認 earth.a.d- wolfsblood- greenhill@docomo.n e.jp 1.75.234.141	余命さん、スタッフのみなさん、スパムチェック待ち こんにちは。 「返戻理由書の内容についてどこが間違っているかのテスト」ですが、も一回考えても良いですか？言うことがころころ変わってすみません。自分の能力をすでに完全に超えている為、最後(1/9AM)に投稿した内容を所々変える位しか出来ませんが。ここで一生の後悔をしたく無いのです。締め切りは勝手に自分的に19日とさせていただきます。 それと余命さんの頭痛の原因、我が儘でした。やっぱり全然要りません。コピーが欲しいです。直筆サイン届いても恐れ多くて触れないからどうせコピーいっぱい取るつもりでしたし。 そして告発状100枚以上記入ですが、余命さんがなさるおつもりだった直筆サイン大量枚数に比べたら枚数少ないですし、キチキチの期限も無いですし、ゆっくり何枚でも書きます。 ただ個人的に思うのは、住所にせよスタンプなどの方法はどうなんだろう？と思いました。 告発状の重み、提出する自らの意思表示の重みを考えると、手間を省いて短期間で枚数を多く作成するよりも、時間が掛かってもたとえ提出枚数が少なくても、手書きで一枚一枚仕上げるのが筋かと思いました。 また受け取った捜査機関側も印象、重みが全く違うのもあるのでは...と。 寧ろきちんときっちり気を付けながらもうっかり汚してしまったシミの方がまだ仕方ないかな、許されるかな、と思います。 でも皆さんの思いと共に、且つ作成に際しての皆さんのご事情を考えますと...やっぱり判りません。それに今は綺麗事を言っている時でも無いのかな...とも。 色々生意気言ってすみません。 お手数お掛け致します。 いつもありがとうございます。 (四季の移ろい)	1332 東京地検の回答 投稿を表示 0 58	2017年1月11 日 5:28 AM
--------------------------	---	--	---	------------------------

☐ 作成者	コメント	コメント先	投稿日時
☐ 四季の移ろい 6 が承認 earth.a.d-wolfsblood-greenhill@docomo.ne.jp 1.75.234.141	余命さん、スタッフのみなさん、スパムチェック待ち こんにちは。 今余命さんの最新記事を読んでいましたら、>>検察の立場は「日韓関係は竹島武力問題は存在せず、何も問題はない友好状態にある」との余命さんのお話が。あり？と思い、そうだ、告発状には日韓関係は紛争決定で外患罪適用下と明記していた、だから検察はそれをわざと無視して『かなり具体的な』戦闘行為または戦闘行為をしようとした『事実』とわざわざ書いて来たのか、と超今頃気付きました。早速間違えていました。と云うかこれが理由書内間違いの第一の答えだったのでしょうか。やっぱり駄目ですね、自分。そして余命さんが仰っている、外患罪と対内的犯罪罪状諸々ををセットにする事で起訴し易い内容にして司法警察に提出、これが真の答えだったのかな？と思いました。結局余命さんが私達に答えを明示して下さい。泣。それとちょっと思っていたのですが実は締め切りって19日または18日または念の為17日かな？と。でももう駄目ですね。 無駄で長ったらしい投稿でした。でも大変勉強させて頂きました。心よりありがとうございます。そして余命さんスタッフのみなさんの貴重なお時間に駄目人間がお邪魔致しました。心よりお詫び申し上げます。本当にごめんなさい。(四季の移ろい)	1332 東京地検の回答 投稿を表示 0 58	2017年1月10日 9:29 AM
☐ 四季の移ろい 6 が承認 earth.a.d-wolfsblood-greenhill@docomo.ne.jp 1.75.210.203	余命さん、スタッフのみなさん、スパムチェック待ち こんにちは。 今回は約600字を凄まじく超えました。申し訳ございません。余命さんの「返戻理由書の内容についてどこが間違っているかのテスト」再考致しました。 「証明とは→合理的な疑いを差し挟まない程度に真実らしいと裁判官に確信を抱かせること。またこの状態に達するべく証拠を提出する当事者の行為。疎明とは→証明より低く、一応確からしいとの推測を裁判官が得た状態、またそれに達するよう証拠を提出する当事者の行為。」(コトバンクより) 返戻理由書の内容解釈です。まず前段ですが。『捜査機関に対し犯罪事実を申告して捜査及び犯人の処罰を求める場合』→申告事実を元に犯罪を成立させて処罰を与えたいのなら、『刑罰法令が定める構成要件に該当する事実を具体的に特定し、かつ、その事実	1332 東京地検の回答 投稿を表示 0 58	2017年1月9日 9:28 AM
☐ 作成者	コメント	コメント先	投稿日時

を具体的な証拠によって』裁判官に『疎明していただく必要がある』。

つまり犯罪成立の為に検察官が裁判官に『疎明』をするには、さらなる具体的な構成要件事実&その証拠が必要、と告発人に求めて来た。

『疎明』を使った理由は。
一応確からしいとの推測を裁判官が得た状態に達するよう、構成要件事実&その証拠を提出したいから。
で、なぜ証明より低い『疎明』なのか。
本来なら余命さん側が出した『単なる事実の申告のみ』だけで争いようがない位疑問の余地がなくて、確からしいの推測に達してはいる。
だけど今回検察側は後段の理由により『単なる事実の申告のみでは足りず』と判断した。
だからその後段の理由も含めて構成要件事実&その証拠を申告して欲しい。
そうすれば構成要件事実&証拠全般が検察側が考える『疎明』レベルに達して起訴出来る。
つまり起訴を否定していない。

続いて後段です。
検察官さんも外患誘致罪の適用と運用に於ける国会の見解自体は否定していないと思いました。
告発状にも記載されている「例えば我が国の領土の一部に外国の軍隊を不法に侵入させたときもこれに当たるといふに解されている」を、理由書の『(もしくは武力行使しようとした)』の箇所で認めています。
だから『外国からの武力行使(戦闘行為)の事実(もしくは武力行使しようとした事実)』の『事実』を省いた文章は、外国軍からの戦闘行為または外国軍が日本の領土の一部に不法侵入し戦闘行為をしようとした、と読みました。

で、後段の解釈ですが。
『また外患誘致罪とは憲法で保障されている表現の自由との兼ね合いにより』→外患誘致罪と表現の自由との兼ね合い(バランス)を考えると、『予備や未遂についても発言等のみを捉えて適用するような犯罪ではなく』→予備や未遂罪でも発言等のみの犯罪に適用は難しい。

『更には犯罪事実から導かれた』→だから発言等のみの犯罪事実から発生した『かなり具体的な外国からの武力行使(戦闘行為)の事実(もしくは武力行使しようとした事実)との』→かなり具体的な外国軍からの戦闘行為の事実、もしくは外国軍が日本の領土の一部に不法侵入し戦闘行為をしようとした事実との『因果関係の証明が』裁判官に『必要となります』。

つまり外患罪を発言等のみの犯罪に適用しようにも、外患誘致どころか未遂罪や予備、陰謀罪も『表現の自由』を根拠に適用を逃れてしまう。
だから『表現の自由』を跳ね除ける『かなり具体的な』国会見解に於ける武力行使の『事実』が必要。
それがあれば表現の自由が入り込む余地が無くなり、

国会見解に於ける武力行使の事実と発言等のみの犯罪との因果関係の証明が裁判官に出来る。

で、その『事実』ですが中国の事かなと思いました。韓国軍は軍事訓練で竹島に上陸。北朝鮮は日本人拉致、そしてSLBM発射、日本の防空識別圏内の海域に落下させました。共に明確な、戦闘行為をしようとした事実があります。

あとは中国の武力による、「我が国の領土の一部」占領の『事実』が条件に必要なのかな、と。

尖閣諸島における日本の領海への侵入ではなく、たとえばですが中国漁船の武装民兵の尖閣上陸の事実です。尖閣上陸は「我が国の領土の一部に外国の軍隊を不法に侵入させた」事になります。

明確な戦闘行為をしようとした事実があれば『表現の自由』を使って法適用を逃れる事も出来なくなると思いました。

平成19年と平成22年に外患罪受理との事、それぞれの年の出来事をググりました。

- ・平成19年。外患誘致罪で5件受理、不起訴。→2月5日に中国海洋調査船が尖閣諸島の魚釣島付近の日本のEEZ内で、事前通報も無く無断で海洋調査。

日本政府が抗議するも、中国政府は尖閣諸島は中国固有の領土と主張。安倍さん政権時ですが不起訴に成ったとは云え、この時は外患誘致罪が受理されていた。

- ・平成22年。外患予備及び陰謀罪で2件受理、不起訴。→9月7日に尖閣諸島中国漁船衝突事件。中国漁船が領海で違法操業。この時も中国政府は尖閣諸島は中国固有の領土と主張した上、公務執行妨害で逮捕された中国船船長の釈放を要求。

民主党政権下で起きたこの事件、表向きは検察当局(那覇地検、福岡高検、最高検)の判断との事で船長を釈放していました。

さすがにこれだけの事件があったから外患罪も受理されたのかは判りませんが、外患予備及び陰謀罪にも関わらず？不起訴。

本当はこの二つの年の外患罪内容自体諸々を知りたくて色々ググりましたが、見つけれませんでした。のでよく判らないです。すみません。

告発状記載の外患誘致罪に於ける武力行使の国会の見解は平成25年時ですから、それ以前のこの二つの年の受理時よりも、現在は適用と運用はハードルが低いと考えられます。

ですが昨年8月にあった中国海警局武装公船の領海侵入の場合は、たとえばもし無害通航、無害航行だと判断されてしまった場合、そうなると万が一の受理はあったとしても起訴は難しいのかな、と思いました。無害航行と云う表現の自由、それに発言等のみ犯罪では表現や言論の自由で適用を逃れてしまう。なんか上手く言えませんが。

そして後段内容に『証明』の単語を使った理由は。裁判官に合理的な疑いを差し挟まない程度に真実らしいと確信を抱かせる状態に達するべく、発言等のみの犯罪と国会見解の武力行使事実との因果関係を提出し

たいから。

で、何故疎明より高い意味の『証明』なのかは、表現の自由で適用を逃れられないレベルでの戦闘行為の事実、または明確な戦闘行為をしようとした事実が無いと起訴は難しいから。

でもそれを裁判官に『証明』出来れば、それを含めた構成要件事実&証拠全般の『疎明』も裁判官に出来る。

つまり起訴を否定していない。

因みに他の方の告訴・告発状返戻理由書やそれを転載した内容をネットで12件読みました。

ですが今回の内容と酷似はしていても『疎明』『証明』の法律用語を使ったものは見た限り、一つもありませんでした。

理由書の解釈は以上になります。間違えていたらすみません。書いていてこんがらがりました。

今回の返送ですが、受付印に番号に担当無しに一見失礼な理由内容での返送は、実は通常返戻理由書を装った身の安全用力モフラージュ？も含めた、意図的なものだった、そしてその真意の一つは上記の条件さえ満たせば起訴出来ることを否定していない、と捉えました。

あくまで検察側が国民の意思表示を添えた告発状の重みを受け止めた結果の善意の返送が前提の考え方ですが。

大和会会長さんの単独告発状は横浜地検から返送時に不受理返戻理由書はなかったけども、国民の意思表示である委任状を付けた告発状は、東京地検は色々失礼だったとは云え理由書を付けて返送して来ました。

横浜地検は意思表示をして来なかった。でも東京地検は意思表示をして来た。『疎明』『証明』の用語を組み込んで。

そう考えると、今度は余命さん側で検察側の隠れた意思表示、本当の意図を汲んで次の行動を、意思表示を為さって下さい、何故ならこの理由書はただの難癖付け理由書ではないんです、そう云う事を実は言いたかったのかな？と思いました。

それにもしかしたら理由書で意思表示をなさった検察官さん側も、裁判の迅速化などの法整備と共に、中韓朝一括処理を考えているのかなと思いました。だからまだ告発状提出は時期尚早、と。

それから検察官が裁判官に『疎明』をするための構成要件事実の具体的な証拠を用意するには、検察ではなく警察へ告発状提出はどうなんだろう？と思い、もしかして検察側の真の意図は司法警察員に提出して下さい、だったのかな？と思いました。

告訴告発に関する他ブログを幾つか読み、あくまで通常の刑事事件での話ですが気に成ることが以下二つありました。↓

・ある統計によると、一端受理されれば、検察官への直告よりも司法警察員への告訴告発の方が起訴に成る可能性はるかに高い。

理由は、検察官が司法警察員から送致・送検される事

件に比べ、直告捜査にかなり消極的で通り一遍の捜査で処分を決めてしまうこと。

検察官に対する直告の起訴率が高くなると警察を飛び越えて検察官へ直告する事件が増える、そう成ると検察の独自捜査に支障が生じること。

検察官の機動捜査能力が低いこと等がある。

・警察が告訴状告発状を受理しない場合は、都道府県警察本部又は警視庁の監察室か都道府県公安委員会に事情を説明して告訴告発の受理を促す方法もある(こちらは後述しました。)

↑これを読んだらやっぱり警察？と。

それから『1146 告訴告発事件取り扱い要綱の復習と確認』を読んでも警察の方が良いのかな？と。

気に成ったのは。↓

『第6 告訴等の受理』の「1.受理」で、「管轄区域内の事件であるかどうかを問わず、受理判断し、受理するものとする。」

つまり受理義務がある。(調べましたが検察官には、この受理義務の規範みたいなものはありませんでした。自分のググり不足かも知れませんが。)

『第7 告訴等を前提とした相談があった場合の措置』の「(3)」で、「捜査の端緒その他捜査情報となり得るものは、必要に応じて他の課に通報するなど適切な措置を執ること。」

他の課には公安警察とかも含まれるのかな？とか。

『第8 告訴事件等の処理』の「1.処理手続」の(イ)で、「受理し、又は移送を受けた場合は、当該事件を早期に検討し、問題点を的確に把握するとともに、迅速かつ適正に処理し、速やかに関係書類及び証拠物を検察官に送付すること。」

の、受理後の処理を始め、司法警察員から検察官に書類や証拠送付の内容諸々とか(外患罪は時効がないから時効に関してはよく判りませんが)。

「2.移送」で、「次に掲げる事項に該当すれば他の都道府県警察又は県内の他の警察署に移送。」とか。(余命さん側が東京地検に送付したのもそう云う理由がありましたね。)

↑とにかく最後まで読んで警察に届け出るのも良さげ？と思いました。

それから一応ですが、上記要綱の第2 準拠にもありました国家公安委員会規則の「犯罪捜査規範」から。↓

「犯罪捜査規範

第二章 捜査の端緒

第二節 告訴、告発および自首

(告訴、告発および自首の受理)

第六十三条

司法警察員たる警察官は、告訴、告発または自首をする者があつたときは、管轄区域内の事件であるかどうかを問わず、この節に定めるところにより、これを受理しなければならない。

2 司法巡査たる警察官は、告訴、告発または自首をする者があつたときは、直ちに、これを司法警察員たる警察官に移さなければならない。」

との受理義務がありました。

とにかく一端受理したら、司法警察員は速やかに事件の書類と証拠品を検察官に必ず送付すること、と「刑事訴訟法」にもあります。↓

「刑事訴訟法

第二百四十二条

司法警察員は、告訴又は告発を受けたときは、速やかにこれに関する書類及び証拠物を検察官に送付しなければならない。」

同じく「刑事訴訟法」で検察官には起訴・不起訴の通知義務と、請求があった場合の不起訴理由の告知義務があります。↓

「刑事訴訟法

第二百六十条

検察官は、告訴、告発又は請求のあつた事件について、公訴を提起し、又はこれを提起しない処分をしたときは、速やかにその旨を告訴人、告発人又は請求人に通知しなければならない。公訴を取り消し、又は事件を他の検察庁の検察官に送致したときも、同様である。」

「刑事訴訟法

第二百六十一条

検察官は、告訴、告発又は請求のあつた事件について公訴を提起しない処分をした場合において、告訴人、告発人又は請求人の請求があるときは、速やかに告訴人、告発人又は請求人にその理由を告げなければならない。」

↑起訴・不起訴の連絡も検察官から直接来ますし、不起訴になったら問い合わせ出来ますし。

あともし義務があるにも関わらず、警察が受理してくれなかったら「警察法」により、都道府県公安委員会に告発受理の催促を促せます。↓

「警察法

第七章

雑則より

(苦情の申出等)

第七十九条 都道府県警察の職員の職務執行について苦情がある者は、都道府県公安委員会に対し、国家公安委員会規則で定める手続に従い、文書により苦情の申出をすることができる。

2 都道府県公安委員会は、前項の申出があつたときは、法令又は条例の規定に基づきこれを誠実に処理し、処理の結果を文書により申出者に通知しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 申出が都道府県警察の事務の適正な遂行を妨げる目的で行われたと認められるとき。

二 申出者の所在が不明であるとき。

三 申出者が他の者と共同で苦情の申出を行つたと認められる場合において、当該他の者に当該苦情に係る処理の結果を通知したとき。」

さらに。上記苦情の申出は国家公安委員会規則の「苦情の申出の手続に関する規則」に管理？されていました。↓

「苦情の申出の手続に関する規則

(趣旨)

第一条

この規則は、警察法(以下「法」という。)第七十九条の規定による都道府県警察の職員の職務執行についての苦情の申出(以下「苦情申出」という。)の手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(苦情申出書の提出)

第二条 苦情申出を行おうとする者(以下「申出者」という。)は、次の各号に掲げる事項を記載した文書(以下「苦情申出書」という。)に署名又は押印をしてこれを提出するものとする。

一 申出者の氏名、住所及び電話番号

二 申出者が住所以外の連絡先への処理の結果の通知を求める場合には、当該連絡先の名称、住所及び電話番号

三 苦情申出の原因たる職務執行の日時及び場所、当該職務執行に係る警察職員の執務の態様その他の事実の概要

四 苦情申出の原因たる職務執行により申出者が受けた具体的な不利益の内容又は当該職務執行に係る警察職員の執務の態様に対する不満の内容」。

(以上全てe-Govより)

たぬきさんご投稿の「第183回国会法務委員会 第18号」の引用元を読みました。

気に成った箇所だけを以下抜粋します。↓

「○西田委員

ありがとうございます。

いわゆる私人による告発のみという状況だというふうに理解いたします。つまり、いわゆる司法警察が捜査をして送致をした案件はこれまでないということでございます。(中略)

つまり、武力行使の事実はあるけれども、外国と通謀したという形跡はないので捜査はしなかったということになるのでしょうか。その辺、いかがお考えでしょうか。

○稲田政府参考人

ただいまのお尋ねが、警察から検察庁に対して送致がなかったかということについてのことでありますれば、事実としてはなかったのは、先ほど申し上げましたように過去五年間ないんですけれども、ただ、どういう理由で警察が捜査をせず送致されなかったのかということにつきましては、私どもの方で承知するところではございませんので、お答えすることはできないということをお理解いただきたいと思います。

○西田委員

早くも質問時間が終了してしまいましたが、殺人が起こってから捜査をするいわゆる一般の殺人事件と違って、外患誘致罪というのは常日ごろから捜査員を張りつけておかねばならないものでございます。根本的に違うわけでございますので、日ごろから捜査をしているのかしていないのか、これが非常に大事になってくると思います。」(抜粋終わり)

以上を読んで司法警察の捜査の効果、そして公安の日頃の情報収集が正に「外患誘致罪というのは常日ごろ

から捜査員を張りつけておかなければならない」に当た
たるのかな？と思いました。

あと「返戻書類の中に受付番号、受理番号が記載され
ているものがある。確認されたい。これは読後、直ち
に削除願う」ですが、この件は余命さん側が最初に提
出した告発状と証拠他で検察が起訴出来る件だけれど
も、タイミング(他の告発状を警察に提出して受理
後、検察へ書類や証拠が送付された時点で。とかか
な？)が整った段階で東京地検または高検か最高検
に？再提出して下さい、なのかな？と思いました。何
と無くで何の根拠もありませんが。すみません。

それから通常、刑事事件の告訴告発は事件が起きた管
轄の警察署なり都道府県警なり警視庁なりが本当は成
るべく良いそうです。

ですがこの告発は、国家の存立及び国民の安全と平和
が懸かっている外患誘致罪。事件が起きた管轄は日本
国。

だから警察へ国民の意思表示を添えた告発状を届ける
のなら公安部を抱える警視庁、もしくは国家公安委員
会管理の元の警察庁のどちらかかな？と思いました。
そして今度は警察の意思表示を待ってみよう。
そう思いました。

そして何故余命さんが今回「返戻理由書の内容につい
てどこが間違っているかのテスト」を自分達読者に出
されたかの答えですが。

返戻理由書の意思表示による検察官さんの声を潰させ
ないためにも余命さんは、余命さんご自身が明確で確
実な答えをご存知でもあえて、自分達読者が検察官さ
んの考え、お心に触れるきっかけを「返戻理由書の内
容についてどこが間違っているかのテスト」として与
えてくれたんだな、と思いました。

日本人みんなで考え、共有すべき思いだ、と。

以上で余命さんの「返戻理由書の内容についてどこが
間違っているかのテスト」再考の答えです。

長く成り申し訳ございませんでした。知りたい事を調
べただけな為つぎはぎだらけです。なにもかも間違い
かもです。申し訳ございません。

前回までのストーカー投稿全て、消去なりなんなりお
手数おかけ致します。本当申し訳ございません。

余命さんスタッフのみなさん、しつこいですがお食事
はバランスが大切です。海のもの時に川のものそして
土のものをバランス良く。あと腹八分目は成るべく超
えない。お願いいたします。

日本再生大和会さん事務方の素敵なお姉様(自分から
したらもしかしたら事務の可愛いお嬢さん、か
も？)、告発状お待ちしております。

余命さんの頭痛の原因、もし変更無く(あったら泣く
w)なさる際には、腱鞘炎とペンだこに何卒お気を付け
て加減、休憩なさして下さい。

いつもありがとうございます。

(四季の移ろい)

☐	作成者	コメント	コメント先	投稿日時
☐	作成者	コメント	コメント先	投稿日時

一括操作 ▼

適用

スパムチェック

374個の項目

«

<

17 / 19

>

»